

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

令和元年8月9日 第3回定例会

黒川地域行政事務組合

第3回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和元年8月9日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	犬飼克子君	4番	千坂裕春君
5番	石川敏君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	山路清一君
11番	浅野俊彦君	12番	藤巻博史君
13番	佐々木春樹君	14番	遠藤昌一君
15番	若生寛君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	佐々木修君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
総務課参事	阿部愛子君
財政課長	堀籠満智男君
会計管理者	田中孝幸君
財務課副参事	佐藤初雄君
業務課長	
兼教育次長	

業務課副参事	碓井豪君
消防本部消防長	佐藤喜好君
消防本部次長	石川勉君
消防本部総務課長	跡部信一君
消防本部警防課長	高橋正君
消防本部予防課長	鈴木宗一君
消防本部指令課長	堀籠和幸君
黒川消防署長	千葉清君
富谷消防署長	落合稔君

職務のため議場に参加した職員

総務課主査	寺嶋千佳君
総務課主事	三浦高広君

議事日程

令和元年8月9日(金曜日)

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名……………	4 頁
第 2	会期の決定について……………	4 頁
第 3	諸般の報告……………	4 頁
第 4	一般質問……………	7 頁
第 5	議案第13号……………	11 頁
第 6	議案第14号……………	12 頁
第 7	認定第 1号……………	13 頁
第 8	認定第 2号……………	13 頁
第 9	認定第 3号……………	13 頁
第10	認定第 4号……………	13 頁
第11	認定第 5号……………	13 頁
第12	報告第 1号……………	59 頁

午後 3時10分 閉会

---

本日の会議に付された事件

- 議案第 13号 消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 14号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 認定第 1号 平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
- 認定第 5号 平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 報告第 1号 平成30年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

午前9時58分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さんおはようございます。少し時間は早いようなんですけど、おそろいなので始めたいと思います。

ただいまの出席議員は16人です。ただいまから令和元年第3回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番若生 寛君、1番金子 透君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、7月16日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（平渡高志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事会より報告事項がありますので、報告をしていただきます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告でございますけれども、配付しております資料でございますとおり、議決事件に該当しない病院事業におきます医療機器整備事業の契約につきまして、担当課長から御報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） それでは、お手元の資料をごらん願います。

入札による事業でございまして、件名は医療機器整備事業、公立黒川病院の内視鏡関連機器の更新を行うものでございます。

契約の方法は指名競争入札であり、8者を指名して、7月26日に実施した結果、応札したのが4者、③のコセキ株式会社から⑥丸木医科機器株式会社までの4者は辞退しております。

予定価格1,721万円に対し、落札額は1,360万円で、1回で落札しております。

落札者は株式会社エルムで、住所は宮城県仙台市若林区六丁の目元町11番12号であり、令和元年8月1日に契約を締結させていただいております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長（平渡高志君） これで、理事会の報告を終わります。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） おはようございます。

令和元年第3回黒川地域行政事務組合議会定例会開会に当たりまして御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに令和元年第3回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろより、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様を初め関係各位の御指導と御協力をいただき厚く御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

ことしの夏は梅雨明けから昨年同様に気温の高い日が続き、連日高温注意情報が発表されるなど、熱中症への注意喚起がなされており、黒川地域内におきましては7月に18人、8月に入りまして17人の方々が熱中症で救急搬送された状況でございます。消防部門といたしましては、地域住民の安心安全のため適切な救急対応に努めてまいります。

本日は平成30年度各種会計決算等の提出議案の御審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に主な事業状況等について御報告を申し上げます。

初めに、さきの議会において契約議決を賜りました旧ごみ焼却施設解体工事につきましては、去る7月4日に安全祈願祭がとり行われ、工事が本格的に開始されたところでございます。現在は仮設工事としましてペットボトル減容機の移設とプラットホーム等の解体を行っており、9月からはダイオキシン類の洗浄、除染作業が開始される予定でございます。今後とも安全第一に工事を施工するよう、注意してまいります。

次に、各部門の事業状況について御報告申し上げます。

まず衛生部門から御報告申し上げます。

黒川浄斎場につきましては、施設業務を民間へ委託し6年目を迎えており、平成30年度は716件の火葬が執行されております。また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましても民間によります施設運営により順調に推移しており、両施設とも計画的な維持補修を行い、安全で効率的な施設管理に万全を期してまいりました。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設につきましては、昨年4月からごみ焼却施設の運転管理を民間に委託し1年が経過したところで、受託者によります24時間連続運転により安定したごみの焼却処理が順調に行われております。引き続き、ダイオキシン類を初めとする環境基準を遵守し、慎重な運転管理に努め、施設管理に万全を期してまいります。また、最終処分場の埋め立て状況につきましては埋め立て開始から18年を経過し、埋め立て総量の約53.42%となっており、適切に推移しております。

衛生部門の各施設は住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い、適切な施設管理に努めてまいります。

続いて、消防部門について御報告申し上げます。

管内におけますことし上半期の災害発生状況につきましては、火災が18件で同年同期に比べ3件の増となっております。うち、建物火災が9件と半数を占めており、引き続き関係機関と連携をとり一層の火災予防の徹底を図ってまいります。また、救急出場は1,873件となっており、前年同期に比べ58件の増となっております。今後、さらなる救命率向上に努め、地域に密着した消防体制の維持を図ってまいります。

次に、教育部門のけやき教室についてであります。2名の指導員により市町村教育委員会を初め各小中学校並びに家庭との連携を密にし、児童生徒の学校生活への復帰を願い相談業務などに積極的に取り組み、適応指導業務の充実に努めてまいりました。

続いて病院事業であります。指定管理者における平成30年度の管理運営状況につきましては、去る7月5日に開催いたしました管理運営協議会におきまして報告を受けております。平成30年度の患者数につきましては入院が1日110人の予定に対し107人となり、外来は1日301人の予定に対し253人でありました。現在の診療体制につきましては常勤医師15名による診療がとられ、御心配をおかけしておりました整形外科医師につきましても常勤1名体制とはなりましたが、3名の応援医師を確保して外来診療体制を維持しておるところでございます。本郷管理者からは病院経営の課題であります医師確保の努力について説明をいただいておりますので、引き続き指定管理者と協力

しさらなる地域医療の充実を目指し努力してまいります。

最後に、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の審査状況につきましては、公平かつ公正な判定を行っておりますことを御報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等について御報告を申し上げましたが、議員皆様方の一層の御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第13号の消防事務手数料条例の一部改正につきましては、消費税の税率引き上げによる関連政令の一部改正に伴い改正するものでございます。

議案第14号の黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法施行令等の一部改正に伴い改正するものでございます。

認定第1号から認定第5号につきましては、平成30年度各種会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであります。

一般会計は歳入総額21億2,867万4,810円で前年度に比べ54.2%の減、歳出総額は21億1,178万5,401円で前年度に比べ54.1%の減となっております。

介護認定審査会特別会計は前年度に比べ歳入が1.7%の増、歳出が2.4%の増で、障害支援区分認定審査会特別会計は前年度に比べ歳入が1.3%の増、歳出が4.5%の増となっております。

病院事業会計は事業収益が前年度に比べ8.8%の減、事業費用が前年度に比べ5.1%の減となっております。当年度純損失は2億3,932万4,903円となっております。

訪問看護ステーション事業会計は事業収益が前年度に比べ1.4%の増、事業費用が前年度に比べ2.6%の減となっております。

以上が各種会計決算でございます。

報告第1号につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律の規定により病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計に係る資金不足の比率について報告するものでございます。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に審議をいただきまして御可決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第4、会議規則第60条の規定に基づき、一般質問を行います。

発言を許可します。6番大友三男君。



○6番（大友三男君） それでは、質問通告に従いまして捕獲頭数が増加しているイノシシの処理について伺いたいと思います。

平成30年度の黒川郡内イノシシ捕獲頭数を調べた結果、1市2町1村の狩猟捕獲、有害捕獲、個体調整捕獲を合わせると年間約470頭となっています。今後生息数の急激な増加が見込まれることから、イノシシの捕獲頭数も増加すると思われます。現在、捕獲したイノシシのほとんどの処理は正式名称宮城県猟友会黒川支部となっていますが、通常使っています名称でお話したいと思います。黒川猟友会に委託されており、その処理方法として一部埋設処理し、ほとんど燃えるごみとして焼却処理をしていただいています。ここで問題になっているのが燃えやすくするための解体処理作業で、豚コレラなど伝染病や感染症などの衛生上問題がある作業を猟友会会員の自宅作業場で10キログラムから15キログラムぐらいに小分け解体しなければならないということです。イノシシの捕獲や解体処理を行っている黒川猟友会会員のほとんどが70歳前後と高齢になっており、イノシシの処理施設がないため捕獲から解体作業まで黒川猟友会だけでの対応には限界があります。

今後大変な状況になると思われます。今後行政として1市2町1村広域連携し、対策を講じる必要があると考えますが、黒川行政事務組合の新規事業として有害鳥獣処理施設の設置をすべきではないかと考えますが、黒川行政事務組合としてこの件に関してどのような認識をお持ちなのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの大友議員の御質問でございますが、初めにイノシシの圏域内におきます捕獲頭数につきましては、年々増加して農作物を食い荒らす等の農業被害が拡大していると承知しておるところでございます。

各市町村におかれましては策定する鳥獣被害防止計画におきまして捕獲体制の強化を図ることとしておりますことから、今後も捕獲数は拡大するものと理解しております。被害防止計画におきまして捕獲後の処理においては埋設処分及び焼却処分等により適切に行うこととされておりまして、行政事務組合といたしましては環境管理センターに搬入された場合には一般廃棄物の燃えるごみとして焼却処理を行っております。大型の個体の場合は焼却炉の入り口に入らない場合や焼却炉内で燃え残る場合がございます。焼却が困難となることから搬入の際には解体・細断をお願いしており、多くの労力を要することも承知しておりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

御質問にありました行政事務組合の新規事業としてイノシシなどの有害獣処理施設を設置すべ

きではないかでございますが、まずは関係市町村の御意向を最優先にすべきものと理解しておりますので、行政事務組合といたしましては整備手法等につきまして情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平渡高志君） 6番大友三男君。

○6番（大友三男君） 今回のイノシシの処理施設設置の提案に先立ちまして、先月7月3日に川崎町の有害鳥獣解体処理施設と村田町の有害鳥獣減容化処理施設の対照的な両施設を視察させていただいてきています。ここで、ちょっと長くなりますけれども、両町についてちょっとだけ説明させていただきたいと思います。

最初に川崎町でなんですけれども、平成29年10月に約3,850万円の事業費で解体処理施設をつくったものの、やはり黒川地区と同じように捕獲したイノシシを約20キログラムに解体処理する猟友会会員の高齢化が進み、年間300頭以上の有害獣捕獲・運搬・解体などの作業そのものが重労働で、猟友会会員の減少に伴い猟友会の負担がかなり大きいということで、行政としてさらなる対策を講じる必要があるとのことでした。一方、村田町でも猟友会会員の減少や高齢化が深刻な問題になっていて、解体処理は困難ということで解体のための施設ではなく有害鳥獣の個体の大きさに関係なく解体せずにそのまま機械に投入するだけで5日から7日でほとんど分解され、年間420頭の処理が可能という減容化処理機械を購入し、事業費約3,680万円でことしの3月に解体処理場も併設した処理施設を設置し稼働しています。皆さんに事前にお渡ししている資料がその有害鳥獣減容化施設の内容の書かれていた資料でございます。

イノシシの処理施設をなぜ黒川行政事務組合で設置すべきかとの理由なんですけれども、蔵王町、白石市、それぞれが単独処理施設を設置してしまったために川崎町、村田町とも後から参加させてくださいというわけにはいかないので、両町とも単独で処理施設を設置せざるを得なかった。本来は仙南広域連合として行うべき事業だったのではないかとお話されてきました。ここで議場におられる皆様にちょっとお聞きしたいんですけれども、皆さんに解体処理をお願いしたときに解体できますかということなんです、現実問題として。私も猟友会の会員の一応役員をさせていただいていますが、私にはできません。黒川支部の将来を担う若い会員はイノシシに触ることさえ嫌がっている状況です。まして1人で何十頭ものイノシシを解体することは今後間違いなく困難になるということです。今後、黒川郡内でのイノシシ捕獲頭数が増加すると予測されることから、黒川行政事務組合1市2町1村の広域連携新規事業として村田町で取り入れている最新の有害鳥獣減容化処理施設の設置をぜひ理事会での検討をお願いしたいと思います。理事長のほうからぜひ前向き

な答弁、もう一度お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） イノシシの捕獲頭数といいますか被害といいますか、毎年多くなっている現状でございます。大和町でも年間300頭ぐらいとれてというか捕獲をしているわけでございますけれども、それぞれに今はそれぞれの町村で解体、あるいは処理をしている状況がございます。今議員のおっしゃるとおり、高齢化の問題とかそういったこともそれぞれの地域にあるんだと思っておりますので、そういった状況等も鑑みながら今後考え方を進めていかなければならないんだろうというふうに思います。大和町でもいろいろなそういった御意見もございますし、多分といいますか大郷さんでも大衡さんでもそういった課題が現在あるのかこれから出てくるのか、そういったことはあるというふうに思っております。現在焼却処理としては搬入してもらえば行政のほうの炉で焼却しております。先ほども申し上げましたとおり、個体の大きさといいますかそういったものについてはある程度の大きさにして焼却するというのが効果的な処理だというふうに聞いております。そういったものに処分するといいますか、それが解体作業というふうになってくるのかもしれませんけれども、そういったものを今大和町でも今やっているわけですが、焼却についてはほとんど解体は猟友会の方にやっていただいております。それで、解体の場所とした場合には自分の家の作業場といいますかそういったところでお願いをしているところでございます。皆さんの意見ではないわけでございますけれども、その場であるからできる、そっちに搬入するのがまた大変だというような御意見もあるようでございます、動かすといいますか。そういったこともいろいろございますので、この課題としましては今各町村で持っている課題ではありますけれども、処理としましては今根本的な役割については黒行もお手伝いしておりますので、そういったものについて黒行の役割、あるいはそういったものがどういったものが必要なのか。先ほども言いましたけれども、今各町村でそういった課題について取り組んでおるところ、これからそういったお話のとおり将来を見越しての御心配のところあろうというふうに思っておりますので、そういった状況等を黒川行政として情報の収集とかしながらどういった方法がいいのか等、どういう方法があるのか、そういったことを今もやっておるところでございますが、これからも研究してまいりたいというふうに思っております。

将来的にそういった大きな課題としてそれぞれの町村が持っている課題であり、今現在も焼却については黒川行政がやっているわけでございますから、そういったものについてのかかわりというのはあるわけでございますので、黒川行政が何ができるのか、どうすればいいのか、そういったこ

とにつきましては、繰り返しになりますけれども、町村の環境、あるいは御意見を聞きながら役割がどういったものがあるのか考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（平渡高志君） 以上で6番大友三男君の一般質問を終わります。

---

#### 日程第5 議案第13号 消防事務手数料条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第13号消防事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長鈴木宗一君。

○予防課長（鈴木宗一君） 議案第13号について御説明いたします。

黒川地域行政事務組合消防事務手数料条例の一部改正についての説明となります。

今回の改正は令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち直近の人件費や物品費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比して増額となる特定屋外タンク貯蔵所に係る設置許可手数料額の一部を改正するものです。

議案書の1ページをごらんください。あわせて、別冊の条例議案新旧対照表1ページ及び2ページをごらんください。

消防事務手数料条例別表第1、2の部（2）項の2項ホの浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き屋根浮きふた式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査のうち、（ハ）（ニ）（ホ）の金額をそれぞれ改正するものです。なお、黒川管内に今回の改正にかかわるタンクはございません。

議案書1ページをごらんください。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上が黒川地域行政事務組合消防事務手数料条例の一部を改正する内容です。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第5、議案第13号消防事務手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第6 議案第14号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第14号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長鈴木宗一君。

○予防課長（鈴木宗一君） 議案第14号について御説明いたします。

黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についての説明となります。

今回の改正は消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正するものです。

平成28年に新潟県糸魚川市の飲食店から発生した大規模火災の事例から、150平方メートル未満の飲食店等に消火器を設置しなければならない技術上の基準の整備が行われました。本組合の火災予防条例では以前から150平方メートル未満の飲食店にも消火器具の設置を指導しており、今回の一部改正と条例の整合を図るための改正となります。

議案書の3ページをお開きください。あわせて新旧対照表3ページをごらんください。

消火器具に関する基準第39条第1項中、消火器具の次に（令第10条第1項に規定する消火器具を言う。以下、この条について同じ。）の条文を加え、同条に1項、新旧対照表に記載されている条文を加えるものです。

次に、自動火災報知設備に関する基準第42条第3項に、後段として同じく新旧対照表に記載されている条文を加えるものです。

議案書の2ページをごらんください。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上が黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてです。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第6、議案第14号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第 7 認定第 1 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合障害者支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

日程第 11 認定第 5 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 次に、決算認定議案であります。日程第 7、認定第 1 号から日程第 11、認定第 5 号までの各種会計決算認定については監査委員の意見書が各種会計一括にて提出されております。

したがいまして、代表監査委員より各種会計の総括意見を求め、その後、それぞれの議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 7 から日程第 11 までは監査委員の審査意見後、それぞれ議題とすることといたします。

それでは、代表監査委員へ平成 30 年度黒川地域行政事務組合各種会計決算について審査の意見を求めます。代表監査委員佐々木 修君。

○代表監査委員（佐々木 修君） それでは、監査意見を申し述べたいと思います。

それでは、最初に平成 30 年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見書について申し上げます。1 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付されました平成 30 年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算を審査したので、次のとおり意見を提出いたします。

第1、審査の概要でございます。審査の対象につきましては（1）平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算から（5）の平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算までの5会計の決算であります。

次のページ、お開きいただきます。

審査の期間につきましては、令和元年7月9日から10日までの2日間、山路監査委員とともに審査をいたしました。

審査の方法でございます。理事会から提出されました各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足等算定調書について決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、財政運営が健全であるか、公営企業会計において資金不足が生じていないかなどに主眼を置き、公有財産、基金、物品の管理について、さらに帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と説明を求め審査を行いました。

第2、審査の結果でございます。審査に付された平成30年度各種会計歳入歳出決算書等につきまして、関係法令に準拠して作成された各種証書類を照合、審査した結果、計数はいずれも正確でありました。また、予算の執行状況は的確で、かつ収入支出については合法的に行われ、各種帳票等もよく整理されており、適正であると認めました。

次のページ、3ページをごらんいただきます。平成30年度各種会計の決算の総括表でございます。3ページにつきましては一般会計、特別会計記載してございます。御参照願います。

次のページ、4ページでございます。こちらにつきましては病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計、こちらの決算について載せてございます。御確認をいただきたいと思っております。

次に5ページでございます。1）番、平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、これにつきましては詳細につきましては記載のとおりでございますが、平成30年度と平成29年度の比較表を載せてございます。全体として歳入決算につきましては54.2%の減、歳出決算につきましては54.1%の減となっております。これにつきましては投資的経費の中でごみ焼却施設建設工事等の完了によるものが主な要因となっております。でございます。

次に、各部門について記載しておりますが、主な事項のみ述べさせていただきたいと思っております。

まず、総務部門でございます。下から2行目ほどに書いてございますが、年次有給休暇をとりやすい環境を整備し、職員が心身ともに健康に働けるよう人事管理に努められたい。

次に衛生部門ですが、次のページをお開きいただきたいと思っております。6ページです。まず、環境

衛生センターでございますが、この施設につきましては老朽化が甚だしく、将来的には施設の更新も検討していただきたいと思っております。次に、環境管理センターでございます。こちらについては平成30年度から新しい施設によるごみ処理が稼働しておりますが、今後につきましては組合で定めるごみ減量目標値を達成すべく、ごみを排出する地域住民の方々へのPRを徹底していただきたいと思っております。

次に、消防部門でございます。これにつきましても記載の中の4行目ほどでございます特にという欄からですが、黒川消防署に関しては建物の老朽化が甚だしく職務の重要性及び性質からも施設及び環境の整備は大きな課題でございます。少なくとも防水、雨漏り対策は早急に対応していただきたいと思っております。

次に、教育部門でございます。教育部門につきましては、視聴覚教材センターの運営につきまして若干申し上げたいと思っております。利活用について努力しているようでございますが、利用状況が近年低迷しております。これの運営につきましてはさらなる検討が必要であると考えております。

次に7ページでございます。公有財産調書、土地と建物の動きでございます。平成30年度につきましては消防施設の建物、これが増加してございます。79.28平方メートル、これにつきましては富谷消防署ガレージの新設工事がございまして、その分の増加でございます。

次のページ、8ページでございます。基金の状況、財政調整基金ですが、決算年度中の増減額が1,154万9,000円の増となっております。その動きにつきましては備考欄に書いてございますので、御確認いただきたいと思っております。

2)平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算でございます。記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。

同じく3)平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算、これについても同様でございますので御確認いただきたいと思っております。

4)平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算についてでございます。こちらについては文書の下から3行目ですが、病院事業収益の減少は医師の退職等による患者数の減少が少なからず影響していることから厳しい状況であるが、積極的な医師確保に努め、今後ともさらなる診療の充実と健全な経営に努めることを希望するというところでございます。

最後、10ページです。5)平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算、税抜きでございます。こちらについては順調に推移しておりますので、表を御確認いただきたいと思っております。



次に、平成30年度の黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書について申し上げます。

それでは、1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付されました平成30年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査したので、次のとおり意見を提出します。

まず、審査の対象でございますが、平成30年度公営企業会計に係る資金不足等調書でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。平成30年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。

まず、審査の概要。この経営健全化審査は理事長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございます。審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。個別的意見及び是正改善を要する事項については特にございません。

次に、平成30年度訪問看護ステーション事業会計経営健全化審査意見書でございます。これにつきましては病院事業と同様でございますが、特に指摘する事項はございませんでした。

その下のほうに平成30年度公営企業会計に係る資金不足等調書を載せてございますので、これについては御確認をお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

---

#### 日程第7 認定第1号 平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第7、認定第1号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に各担当部署から朗読を省略し内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書の3ページをお願いいたします。

認定第1号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

それでは、お配りしております別冊の各種会計決算書と附属資料にて御説明申し上げます。初めに決算書にて御説明しますので、2ページ、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出決算です。一番下の歳入合計でございますが、予算現額21億2,407万7,000円に対しまして調定額21億2,867万4,810円、収入済み額も同額でございます。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出合計額でございますが、予算現額21億2,407万7,000円に対し支出済み額は21億1,178万5,401円であり、翌年度繰越額はございません。歳入歳出差し引き残高は1,688万9,409円でございます。

続いて、決算書の38ページをお開き願います。

これにつきましては歳入歳出実質収支に関する調書でございます。区分4に記載しております翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支は1,689万円となります。地方自治法により基金へ繰り入れる額を1,000万円とするものでございます。

それでは、次に附属資料にて御説明申し上げます。附属資料の1ページをごらん願います。

平成30年度一般会計決算の概要について、地方自治法の規定により主要な施策の成果を御報告申し上げます。平成30年度組合事務事業につきましては、市町村の厳しい財政状況の中、住民の安心安全を守り住民福祉の向上に努めることを常に念頭に置きながら、各施設及び車両の延命化を図り効率的効果的な施設整備や維持管理に努め、各種事業内容を検証しながら進めております。

消防関係についてはこの後目的別歳出決算において申し上げます。

次に、(1)歳入歳出決算の状況につきましてでございますが、これにつきましては先ほど決算書で申し上げたとおりでございます。関連数値を6ページに記載してございます。

続いて、(2)歳入決算の状況でございますが、これも関連数値を6ページに記載してございます。

歳入につきましては、そのほとんどが市町村負担金でございますが、合計18億5,295万7,000円でございます。各市町村の負担内訳でございますが、富谷市が6億4,385万9,000円、大和町が7億496万4,000円、大郷町が2億7,443万8,000円、大衡村が2億2,969万6,000円でございます。先ほど監査意見にもあったとおり、ごみ処理施設建設工事の終了により前年に比べ大幅に減額となっております。

繰入金につきましては2,528万5,000円を財政調整基金から繰り入れしております。国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金350万2,000円、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金154万5,000円、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金51万4,000円、緊急消防援助隊活動交付金61万5,000円、合計617万6,000円でございます。県支出金につきましては、県派遣職員の負担金

592万8,000円でございます。また、県委譲事務交付金26万3,000円、合計619万1,000円でございます。その他自主財源等につきましては記載のとおりであります。平成23年度の消防救急デジタル無線整備に係る違約金として請負金額の2割に相当する1億4,532万円を受託者に請求し、請求どおり収納をしているところでございます。組合債については消防債として5,170万円を計画どおり借り入れをしております。

次に、(3)歳出決算でございます。性質別歳出決算の状況につきましては関連数値を8ページに掲載しております。

義務的経費が13億2,828万4,000円と全体の62.9%を占めており、その内訳は人件費11億7,966万4,000円、扶助費1,514万5,000円、公債費1億3,347万5,000円で、公債費についてはごみ処理施設整備事業債の償還が順次開始されたことから前年度より4,930万8,000円増加しております。なお、公債費の件数は衛生債8件、消防債8件でございます。投資的経費は1億5,539万1,000円で、対前年度比94.7%の減となっております。普通建設事業費で粗大ごみ処理施設、し尿処理施設等の維持補修工事、灰出し運搬車の更新、水槽付消防ポンプ自動車の更新及び富谷消防署のガレージ整備、大郷出張所の外壁塗装工事を行っております。物件費については4億5,614万2,000円で、対前年度比1億2,059万1,000円の増となりました。補助費1億6,033万4,000円でございますが、これは先ほど申し上げました消防無線整備工事に係る違約金の納入に伴いましてこれに係る国庫補助金並びに市町村負担金を返還したものが主たるものでございます。積立金は681万4,000円の予算積み立て及び財政調整基金運用利子2万円を積み立てし、合わせて683万4,000円を積み立てしております。

続きまして、目的別歳出決算の状況でございます。10ページに関連数値を記載しております。総務費においては前年度と比較して1億429万5,000円の減でございますが、これは前年度において組合事務所の改修工事の経費が計上されていたことによるものでございます。衛生部門においてはそれぞれの施設設備について定期的補修の実施により施設整備の機能維持と延命化に努めております。黒川浄斎場については火葬執行が716件で、各種施設管理業務委託による管理体制の充実を図るとともに計画的な施設設備の補修を実施しております。環境衛生センターについては搬入総量が1万5,345キロリットルで前年度に比較すると745キロリットルの増となっております。搬入内訳としてはし尿が5,337キロリットル、対前年度比100キロリットルの増、浄化槽汚泥が1万8キロリットルで、対前年度比645キロリットルの増となっております。計画的な施設設備の補修を実施し、公害のない安全で効率的な施設運営を図っております。環境管理センターについては本年度より新焼却炉で焼却が開始され、24時間無休の体制で運転管理を行っております。ごみの搬入総量が1万

5,259トンで、前年度に比較すると165トンの増となりました。ダイオキシン類測定を初めとする施設機能を把握するとともに計画的な改修整備工事を実施し、公害のない安全で効率的な施設の管理運営に努めております。最終処分場については埋め立て開始から18年を経過し、埋め立て容積9万立方メートルに対して埋め立て累計が4万8,080立方メートルとなり、埋め立て率が53.42%でございます。また、東日本大震災当時から最終処分場に仮保管を行ってまいりましたごみの処理につきまして、ことしの1月末に処理が全て終了いたしております。また、施設の維持については最終処分場維持管理基準に基づく施設管理を実施するとともに、計画的な維持補修を行い、安全で安定的な施設管理運営に努めました。

消防部門については計画的な施設整備において黒川消防署大郷出張所の管理棟の壁面工事、これについてクラック及び傷みの激しい部分の改修工事を実施しております。施設の延命を図っております。黒川消防署ガレージ工事については、これまで屋外に駐車していた富谷指揮車、富谷連絡車を格納、また富谷市に保管委託してまいりました硬質ウレタンボート一式を移動格納し、24時間緊急対応可能な状況としております。車両整備では富谷消防署の23年間運用した小型動力ポンプ付大型水槽車を更新し、災害対応の充実を図っております。施設管理では平成25年3月に完成した消防指令センター及び消防救急デジタル無線施設の保守点検を委託し、機器の更新時の対応、リモートメンテナンスによるソフトウェアの改善等を図りながら、正常な機能維持に努めました。

地域防災については管内市町村消防団消防演習の開催を支援し、消防団活動の活性化等を推進しました。また、地域に密着した防災機関のかなめとして地域の安心安全の確保と郷土の復興に一致団結して邁進するため、関係機関相互の協力体制の強化と防災思想の普及を図りました。

職員育成については消防に関する基礎知識、技能の習得並びに防火防災及び特殊災害に対応するための知識及び技能の習得のため、消防学校への入校及び各種研修会への派遣、災害対応能力の向上に努めております。また、火災予防に関する高度な知識及び技術を有する予防技術資格者を計画的、積極的に養成しております。大企業とその関連企業の進出に伴い事前情報の収集や対応に努め、土地開発行為等に伴う消防水利の指導、建物の消防同意に伴う消防用設備等設置指導及び危険物施設許認可業務等の事務を円滑に処理しております。

火災予防では防火防災管理体制の強化や住民に対してさらなる住宅用火災警報器の設置について積極的に推進するとともに、地域自主防災組織や婦人防火クラブを初め各種団体の研修会、訓練指導を通じて防火防災意識の高揚を図っております。

救急については救急車5台の運用及び仙台黒川地域メディカルコントロール体制の充実、より高

度化が求められている救急業務に対応するための救急救命士の養成、さらには気管挿管、薬剤投与、ブドウ糖溶液等認定に係る救急救命士の講習やその他各種研修を計画的に実施しました。また、住民等に対して救命措置及び状態に合わせた初期対応の大切さについての普及啓発を図るため、AEDを含む救急講習会及び普通救命講習会を開催し、修了者が1世帯に1人の実現を目標に積極的に推進しました。

次に教育部門です。教育部門の適応指導教室黒川けやき教室においては、主任指導員1名、指導員1名を配置し、通所児童生徒に対し学校復帰への支援に当たってきました。今年度は10名の通所生がおり、前年度に対して1名減となっております。また、寄附金として黒川郡連合青年団黒川チャリティーコンサート実行委員会よりけやき教室の児童生徒のために2万5,000円をいただいておりますので、学習用図書等を購入させていただいております。

視聴覚教材センターにおきましては、年4回発行の組合広報誌にて機材のPRをし、地域各団体への利用促進に努めております。

小中学校結核対策委員会においては、検討の必要が生じた場合に開催するものとしており、本年度においては必要性がなかったため各学校における結核検診の実施状況及び学校医による内科検診を管内教育委員会に通知し、委員会は開催しておりません。なお、当事業は平成30年10月をもちまして廃止しております。

以上、総括的な説明をさせていただきました。詳細については担当課より申し上げます。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩に入ります。会議の再開は10分後、11時10分にいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課副参事田中孝幸君。

○財政課副参事（田中孝幸君） それでは黒川地域行政事務組合一般会計決算の歳入について御説明申し上げます。

まず、決算書の10ページ、11ページ、決算附属資料の12ページ、13ページをお開き願います。

決算書の1款1項1目市町村負担金につきましては先ほど財政課長が説明したとおりとなっております。総額18億5,295万7,000円の負担金をいただいております、組合規約に基づきまして事業ごと

に各負担割合による負担金をいただいております。各市町村の負担金金額につきましても先ほどの財政課長の説明のとおりでございます。なお、各事務事業の費目ごとの金額につきましても、決算書の備考に記載のとおりとなっておりますのでごらん願います。また、附属資料の12ページには事務事業ごとの組合規約による負担率につきまして小数点以下第5位までを求めて負担金を算出しておりますので、御参照願います。

続きまして、2款使用料及び手数料ですけれども、1,547万1,395円の収入済み額でございます。1項使用料760万6,925円、そのうち730万4,000円につきましては斎場使用料となっております。決算附属資料13ページに斎場使用料件数がございますように、合計716件火葬執行しております。続きまして2目総務使用料30万2,925円につきましては、組合が所有しております各施設内の電力柱の占有料1万4,119円と自動販売機の設置使用料28万8,806円となっております。

続きまして、決算書12ページ、13ページをお開き願います。

2項手数料につきましては786万4,470円の収入済み額でございます。1目衛生手数料461万3,220円につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処分手数料でございます。決算附属資料13ページの②には各市町村の搬入量を記載しておりますので、ごらん願います。また、決算書にお戻りいただきまして2目消防手数料325万1,250円につきましては、政令によります消防危険物施設認可申請手数料の収入でございます。決算附属資料13ページに記載しておりますけれども、③危険物施設の許可申請手数料が210件、316万4,350円、火薬類の消費許可申請手数料11件、8万6,900円の収入となっております。

続きまして、3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金、総額は556万1,238円となっております。そのうち、循環型社会形成推進交付金といたしまして350万2,000円、これは新規ごみ焼却施設の完成に伴い廃止いたしました旧ごみ処理施設を解体し、その跡地に3Rを推進するマテリアルリサイクル推進施設と新たな管理棟を建設する事業への補助金となっております。

続きまして、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金154万4,832円ですが、震災に関する補助事業といたしましてごみ焼却施設から排出される飛灰、主灰、燃え殻及び最終処分場の地下水などを定期的に測定するための費用に対する補助となっております。続いて、放射性物質汚染廃棄物処理事業補助金51万4,406円ですが、こちらも震災により発生した農林系汚染廃棄物の試験焼却を実施した際に排出されました飛灰、主灰、燃え殻などの測定に係る費用に対する補助となっております。

次に、2項国庫負担金1目消防費国庫負担金61万4,498円につきましては、北海道胆振東部地震

へ出場しました緊急消防援助隊の活動交付金となっております。

続いて、4款県支出金1項県委託金1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの委譲事務交付金で26万3,400円の収入済み額となっております。次に、2項県負担金1目消防費負担金592万7,467円ですが、これは消防学校に派遣した消防職員への負担金となっております。

続いて、5款財産収入1項財産運用収入3万6,377円ですが、これは大和町鶴巣大平にあります旧衛生処理施設跡地の電話電力柱の土地貸付収入料が1万4,700円と財政調整基金利子の2万1,677円となります。

続きまして、6款寄附金1目教育寄附金といたしまして黒川郡連合青年団よりけやき教室の児童生徒のためにと御寄附をいただいたことによる収入済み額2万5,000円となっております。ここで改めて御礼申し上げます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金でございますが、2,528万5,000円を繰り入れしております。主な充当としまして最終処分場埋立地の雨水越水防止対策費と震災時発生しました仮置きごみの分別作業委託費用に充当しております。

続いて、8款繰越金でございます。29年度からの繰越金といたしまして840万6,333円となっております。備考欄には費目ごとの繰越額を記載しておりますのでごらん願います。

続きまして、9款諸収入でございます。1億6,242万7,102円の収入額となっております。1項組合利子4,435円は一般会計等の預金利子でございます。2項受託事業収入の消防費受託事業収入ですが、これは高速道路救急業務支弁金で408万3,300円であります。

決算附属資料14ページをお開きください。14ページに算出根拠を掲載しておりますので、ごらんください。昭和55年12月1日に締結しました建設省、消防庁、日本道路公団、3者での覚書に基づく算出でございます。

それでは決算書にお戻りください。

3項雑入1億5,833万9,367円の収入であります。その中で1目雑入は1,301万9,367円の収入済み額となっており、収入の主なものとして再資源化売り払い代746万8,732円、再商品化配分金443万3,389円、これは資源物のリサイクルによる収入となっております。その他の詳細については備考をごらん願います。

続きまして、2目違約金及び延納利息は1億4,532万円の収入済み額となっております。これにつきましては先ほど財政課長からも御説明ありましたとおり、決算附属資料の14ページ、(9)の

違約金をごらんください。平成23年度消防救急無線施設設備整備工事契約金違約金となっております。工事請負額の20%が違約金として返還されたものでございます。

続きまして、決算書16、17ページをお開きください。

10款組合債1項2目消防債でございます。これにつきましては、小型動力ポンプ付水槽車の更新としまして一般単独事業債分3,350万円、施設等整備事業分1,820万円、計5,170万円の借入額となっております。

歳入合計予算額21億3,828万2,000円に対しまして調定額、収入済み額とも21億2,867万4,810円となっております。以上が歳入の説明でございます。

○議長（平渡高志君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、歳出について御説明いたします。

決算書、18、19ページ、決算附属資料については15ページをお願いいたします。

初めに、1款議会費でございます。予算現額244万6,000円に対しまして支出済み額229万6,389円、14万9,611円の不用額となっております。

決算附属資料15ページに整理しておりますとおり、定例会3回、臨時会2回において37件の案件を御審議いただき、また、全員協議会につきましては8回開催していただきまして表記の案件について御協議をいただいたものでございます。これらの議会運営に要した経費を各節から支出したものでございます。

決算書にお戻りいただきまして、次に2款総務費でございますが、予算現額9,040万1,000円に対しまして支出済み額8,933万122円、107万878円の不用額となっております。1項総務管理費1目一般管理費につきましては支出済み額が8,098万1,277円で、組合事務所の運営に要した経費でございます。

決算附属資料は16ページからとなりますので、あわせてごらん願います。まず、1節報酬は理事会の報酬となっております。2節、3節、4節は助役及び総務課財政課職員7人に係る給与等の人件費でございます。9節旅費は職員の研修に要した旅費、10節交際費は理事長交際費でございます。11節需用費につきましては総務課財政課の事務経費、組合事務所の維持管理経費、公用車1台の維持管理経費を消耗品費を初め燃料費等の各費目から支出したものでございます。次に12節役務費につきましては、こちらも総務課財政課に係る電話料、郵便料の通信運搬費を初め職員の健康診断料、理事会会議録の筆耕翻訳料、各種保険料等を支出したものでございます。13節委託料につきましては支出済み額が788万1,485円で公会計整備業務委託、20、21ページに参りまして委託料の主な支出



となります。サーバー及びパソコン等の電算機器及び各種財務会計システムの保守業務委託、そのほか労働安全衛生関係としまして産業医委託、ストレスチェック業務委託、組合事務所の施設保守委託としまして警備業務、自動ドアの保守点検、空調設備の保守点検委託、そのほか職員の給与計算の電算業務等の費用を支出しております。14節使用料及び賃借料につきましては支出済み額が859万519円で、主な支出としましてサーバー及びパソコン等の電算システムの借り上げ料、そのほか複写機の賃借料等の費用を支出しております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、非常勤職員公務災害認定委員会、宮城県市町村研修所の各種職員研修、防火管理協議会の負担金でございます。

決算附属資料18ページをごらん願います。

こちらは宮城県市町村職員研修所の職員研修受講実績でございます。例年、研修計画を策定しまして計画的に受講しております。平成30年度につきましては25人が受講しております。

決算書にお戻りいただきまして、27節公課費につきましては公用車車検に係る自動車重量税でございます。以上が総務費の1目一般管理費でございます。

続きまして、2目文書広報費に参りまして支出済み額が118万7,435円で、年4回の広報、広域くろかわの発行経費として支出したものでございます。3目の財政管理費につきましては支出済み額が683万4,000円で、財政調整基金の預金利子と会計年度におけます歳入歳出の精算額を積み立てたものでございます。4目公平委員会費につきましては県人事委員会への事務経費委託として2万円を支出したものでございます。以上が総務費の1項総務管理費でございます。

次に、2項監査委員費について御説明いたします。

予算現額35万5,000円に対しまして支出済み額30万7,410円、4万7590円の不用額となっております。

決算附属資料19ページをごらん願います。

監査委員費につきましては定例監査、例月出納検査、決算審査に要した経費を各節から支出したものでございます。以上が議会費総務費の決算についての概要でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 総務費に続きまして、3款民生費について御説明いたします。

決算書につきましてはそのまま20、21ページ下段をごらん願います。あわせて、決算附属資料についてもそのまま19ページごらん願います。

民生費につきましては老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、予算現額8

万円に対して支出済み額5万3,018円で、2万6,982円の不用額となっております。

決算附属資料の19ページ下段に整理してありますとおり、10名の委員で構成する委員会により年2回開催しまして、新規3件、更新9件の計12件の事案について判定いただきました。これらの判定委員会運営に要した経費を委員謝金初め印刷製本費またはコピー代、通信運搬費については郵便料と各節から支出しているものでございます。

以上が民生費でございます。

決算書にお戻りいただきまして、22、23ページごらん願います。

衛生費について御説明申し上げます。4款衛生費につきましては火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費及びごみ焼却施設の整備に要する経費でありまして、衛生費全体で5億292万1,000円に対し支出済み額4億9,646万9,438円で、615万1,562円の不用額となっております。

次に衛生費の各経費について御説明いたします。4款1項1目保健衛生費についてでございます。決算附属資料20ページ上段もあわせてごらん願います。

保健衛生費につきましては、保健衛生総務費につきましては衛生部門の各施設の総括及び連絡調整に要する人件費等の経費でありまして、予算現額3,061万9,000円に対し支出済み額3,048万7,261円で、13万1,739円の不用額となっております。2節給料から4節共済費までは業務課の衛生部門担当職員5人に係る人件費であります。そのほか、11節需用費から13節委託料までは消耗品費や公用車管理費経費などで経常的経費に支出しているものでございます。

続きまして、4款1項2目火葬場費について御説明申し上げます。火葬場につきましては火葬場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額3,370万6,000円に対し支出済み額3,307万5,289円で、63万711円の不用額となっております。火葬場の管理につきましては平成26年度から民間委託しておりますので、人件費の計上はございません。11節需用費は火葬用消耗品、火葬用灯油、施設電気のほか浄化槽の空気配管の修繕などの運転管理経費でございます。12節役務費から13節、次のページまで入りますけれども、13節までにつきましては電気工作物や地下タンクなどの各種検査経費、火葬業務委託を初めとする庭園管理業務、清掃業務の各種業務の委託経費に支出しているものでございます。役務費、各種手数料の中に地下タンク漏えい検査がございますが、こちらについては毎年行っている法令に定められている定例的な検査でございますが、検査の結果、昨年ピンホールが発見されたものでございます。幸いにも入り口付近の立ち上げ部分でしたので漏えいはございませんでしたが、直ちに消防に届け出、使用停止の手続きをとり、決算書25ページ上部に記載されて

おります地下タンク修繕工事を施工させていただいたものでございます。

14節に戻りますが、14節使用料及び賃借料は空調設備、AEDの賃借経費等となっております。15節工事請負費は非常用発電更新工事、待合室のエアコン更新工事、先ほど御説明しました地下タンク修繕工事、そして計画的な火葬炉設備修繕工事の修繕経費でございます。

別冊の決算附属資料20ページにつきまして、それらの工事について説明がされておりますので、御参照願いたいと思います。

決算書に戻りまして、19節は黒川地区危険物安全協会と防火管理協会協議会の負担金に支出しているものでございます。

次に、4款2項1目し尿処理費について御説明申し上げます。し尿処理費につきましてはし尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額5,510万1,000円に対し支出済み額5,479万2,404円で、30万8,596円の不用額となっております。し尿処理施設の管理につきましては、平成23年度から民間委託しておりまして、火葬場と同様に人件費の計上はございません。11節需用費は機械設備消耗品、汚泥焼却用のA重油、それから施設電気代、し尿処理用の薬品などの運転管理経費、12節は汚泥焼却炉のばい煙測定やダイオキシン検査及びし尿汚泥の放射能セシウム等の公害防止のための各種検査経費でございます。

別冊の決算附属資料21ページ、手数料のほうの成果に記載されておりますが、こちら各種検査結果が記載されておりまして、排ガス、焼却灰、作業環境中のダイオキシン類濃度、し尿汚泥の焼却の放射性セシウム等について適正に維持管理されているということになります。

決算書にお戻りいただきまして、13節し尿処理施設管理委託業務を初めとする委託経費でございます。15節工事請負費につきましては、汚泥脱水機整備工事やし尿処理施設の整備工事など補修経費に支出しているものでございます。

次に、4款2項2目ごみ処理費について御説明申し上げます。決算書はそのまま、決算附属資料につきましては23ページ以降になりますのでよろしく申し上げます。

ごみ処理費につきましては、各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額3億3,661万2,000円に対し支出済み額3億3,279万9,772円で、381万2,228円の不用額となっております。2節給料から次のページの7節までにつきましてはごみ処理施設勤務職員12人に係る人件費及び手選別等の臨時職員に係る賃金に支出しております。なお、臨時職員につきましては旧焼却炉が稼働している6月までは11名、7月以降は7名となっております。こちらにつきましては、東日本大震災からの最終処分場への仮保管していたごみを旧焼却炉を中心に焼却処分を予定していたた

めでございます。計画的に焼却処分をしていましたが、ごみ質の悪化、堆肥化が焼却に影響してしまい焼却困難な未処分のもが残されてしまいました。移動式選別機で分別し、可燃物については新焼却施設で通常の搬入ごみに計画的に加え焼却し、平成31年1月末に処理が終了したものです。上記臨時職員につきましては6月までは旧炉を今までどおり職員が運転管理を行っていたもので、業務補助として6月まで勤務していたものでございます。

決算書にお戻りいただきまして、11節需用費でございます。需用費につきましては各機械設備の消耗品購入代、それから先ほど御説明したとおりごみ焼却用のA重油、旧炉及び新炉の使用した重油代、それから重油の購入代、それから電気代、電気等の光熱代、ごみ焼却施設用の薬品、さらには緊急的に行ったトラックスケールの緊急修繕を初めとする各種修繕料でございます。修繕の内訳については決算附属資料の24ページをごらん願います。

決算書にお戻りいただきまして、12節でございます。12節はごみ焼却施設のばい煙やダイオキシンの検査、放射性セシウム濃度などの公害防止のための各種検査経費でございます。決算附属資料の24ページから25ページの手数料の成果の欄には各種検査結果が記載されており、し尿処理と同様、適正に維持管理されていますのでごらん願います。

30年度について特に特筆することがございます。こちらにつきましては東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質で汚染された国の基準1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理につきましては、29年度中の宮城県の市町村長会議の合意を受けまして、各圏域ごとに個別処理することとなり、黒川地域については各町村で400ベクレル以下については農地還元等で町村で処理、以上については焼却とし、30年度についてはその焼却のための試験焼却を6カ月間行い、安全を確認したものでございます。決算附属資料25ページに法令で定められております月1回及び試験焼却時の6回の灰、排ガスなどの放射性セシウム濃度を記載しているものでございます。

決算書にお戻りいただきまして、13節につきましては30年度から竣工した新焼却施設の運転管理業務委託を初めとして瓶やペットボトルなどの再商品化業務委託、焼却施設の点検、清掃業務委託など各種業務委託経費でございます。

決算附属資料のほうの26ページの成果の欄に記載しておりますが、ガラス瓶、こちら色分けされておりますが、ガラス瓶合計で256トン、全部合わせて539トンの資源ごみをリサイクルしているものでございます。また、主な実施のほうに記載しておりますが、使用済み乾電池を8トン、白色トレイは1.5トン、小型家電につきましては39トンをそれぞれリサイクルしているものでございます。また、先ほど御説明しました市町村長会議で各圏域ごとに個別処理をすることとしている廃棄物の、

することによりまして廃棄物の焼却量が大きくなり処理が困難になるということで、ふえた分の一般廃棄物を他圏域で焼却を協力することということでさきの市町村長会議の中でもあったということで、当組合では焼却能力に余力はありましたが、本格焼却に備え、万が一多くなったときに備え圏域外移動の可能性を検証するために、決算書13節農林業系廃棄物処理委託というものを委託したものでございます。実際は宮城東部衛生処理組合、利府の焼却場にごみをパッカー車をお願いしたというものでございます。また、先ほど御説明した仮保管して未処分のごみについて、移動式選別機での分別業務委託について支出しているものでございます。さらに、その下でございますが、仮保管をしていたごみを撤去した最終処分場の下流部に8月から9月の長雨と台風の連続上陸により越水対策として選別物の移動業務委託及びそれを中流部に移動しまして雨水だまりを拡張し水位を下げる委託をしているものでございます。

14節につきましてはコピー機リースのほかに仮保管ごみを焼却施設へ運ぶダンプに積み込むバックホー等の重機のリース、また、仮保管ごみの中に火災等の災害廃棄物もやむを得ず仮保管しておりましたので、現場で破碎し積み込むための破碎機をリースしたものでございます。15節につきましては粗大ごみ処理施設整備工事などの計画的な補修経費でございます。工事内容につきましては、決算附属資料27ページを御参照願います。

決算書18節でございますが、18節につきましては灰出し運搬車としてダンプカーを、また連絡車としてはさまざまな用途に使用できるということで軽トラックをおのおの更新しているものでございます。19節につきましては、環境管理センター周辺対策協議会負担金等の各種負担金で、27節につきましては公用車管理経費などの経常経費に支出しているものでございます。

次に、4款2項3目ごみ焼却施設整備事業費について御説明申し上げます。決算書はそのままでございます。あわせて、決算附属資料28ページ御参照願います。

3目ごみ焼却施設整備事業につきましては、ごみ焼却施設建設の事業推進に要する経費でございまして、予算現額は776万1,000円に対し支出済み額775万1,202円で、9,798円の不用額となっております。

ページをおめぐり願います。こちらにつきましてはごみ焼却施設整備の完成後、既存焼却施設の解体及びペットボトル減容施設の整備、管理棟及び計量器の整備を循環型社会形成推進交付金の活用を計画するもので、今年度につきましてはマテリアルリサイクル推進施設の整備計画を策定したものでございます。

次に、4款2項4目最終処分場費について御説明申し上げます。決算書につきましてはそのまま、

28、29ページお開き願います。

最終処分場費につきましては一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額3,882万2,000円に対し支出済み額3,756万3,510円で、125万8,490円の不用額となっております。11節需用費につきましては車両用の消耗品、車両用の燃料代、施設の電気代、浸出水処理用の薬品などの運転管理経費でございます。12節につきましては地下水のダイオキシンの水質検査及び放射性セシウムなどの公害防止のための各種検査経費でございます。

別冊の附属資料29ページのほうにそれらの検査結果について記載されております。御参照願います。それから29から30ページまで検査結果が記載されておりますので、御参照願いたいと思います。30ページにつきましてはごみ処理費で説明させていただいた農林業系の汚染廃棄物試験焼却の灰について埋め立て後について最終処分場の地下水、処理水及び放流水などの放射性セシウム濃度を測定しておりまして、こちらも安全が確認されているものでございます。

決算書に戻っていただきまして、13節委託料でございます。委託料は最終処分場の施設維持管理業務委託を初めとする各種業務委託経費でございますが、先ほど御説明しました越水対策について30年度につきましては貯留水を衛生センターまでバキュームカーで運搬業務に支出しているものでございます。15節工事請負費につきましては砂ろ過活性炭入れかえ及び処理清掃など処理槽の清掃など補修経費であります。工事内容につきましては決算附属資料30ページから31ページを御参照願います。こちらについても、先ほど同様越水対策ということで、緊急にフレコンバッグによる築堤に支出しているものでございます。

以上が衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） これより昼の休憩に入ります。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

消防次長石川 勉君。

○消防次長（石川 勉君） それでは5款の消防費の決算について説明いたします。

決算書につきましては午前中に引き続き28ページ中段から33ページまで、決算附属資料のほうは32ページからとなります。

消防費総額で予算現額13億8,067万4,000円に対しまして支出済み額が13億7,602万4,836円とな

っており、不用額は464万9,164円となっております。

1項1日常備消防費から順次説明いたします。常備消防費予算現額は11億1,427万6,000円に対しまして支出済み額が11億1,084万4,385円となっております。初めに2節から4節までは消防長以下職員145人分の人件費を支出しております。金額の詳細につきましては決算書に記載のとおりでございます。次に8節の報償費であります。附属資料32ページに記載のとおり、例年実施しております救急ポスターコンクールによる記念品と各種ハラスメント研修会を外来講師に依頼しまして2日間にわたり実施しました謝礼による支出でございます。次に9節の旅費であります。決算書30ページ、31ページをごらんください。普通旅費につきましては例年の全国消防長会東北支部事業の研修会や講習会への出張旅費のほか、先ほど説明がありましたが緊急援助隊による北海道胆振東部地震への派遣旅費、また新潟市開催の東北救助指導会出場旅費を含む18件、延べ人員50人、延べ日数103日間に伴うものでございます。特別旅費につきましては救急救命士養成に伴う救急救命東京研修所における2名の研修及び消防大学校1名の入校と宮城県消防学校の年次研修計画に基づく入校旅費などでありまして、16件、人員にしまして29人、延べ日数2,480日間に伴うものでございます。

続きまして10節の交際費ですが、消防庁の慶弔関係に支出したものでございます。次に11節の需用費であります。これにつきましては総務、警防、救急、救助、予防関係の消耗品費、被服費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料などであります。総務管理費の食料費につきましては、説明にありました北海道胆振東部地震による緊急援助隊宮城県大隊として黒川消防7名の隊員が7日間にわたり派遣活動した際の食糧費として緊急に補正をいただきまして20万7,535円となっております。なお、緊急援助隊として出場に要した経費につきましては会計管理者から説明のとおり、交付金措置がございました。

次に12節の役務費であります。附属資料は34ページをごらんください。通信運搬費につきましては主に電話料や指令回線等の使用料であります。また、各種点検検査手数料として支出しております。職員健康診断料につきましては年2回実施してございます。次に13節の委託料であります。これにつきましては給与計算電算処理、事業系一般廃棄物の処理業務委託、それから救急救命士が救命処置を行うための病院からの指示指導助言及び救命士救命処置等の事後検証の委託及び救急救命士の病院研修延べ20人の委託料でございます。次に14節の使用料及び賃借料であります。これにつきましては本部印刷機及び2署2出張所の夜間勤務者用の寝具47組の借り上げ料などあります。また、新潟市で開催された東北救助指導会参加のためのバスの借用や高速道路利用料など

の使用料でございます。

次に15節の工事請負費であります。附属資料34ページ下段をあわせてごらんください。工事につきましては説明のありました富谷消防署のガレージ設置工事を行い、指揮車や救命ボートの格納倉庫を整備し、また、大郷出張所の庁舎外壁の塗裝修繕工事並びに消防本部2階に女性専用トイレを部分改修するなど設備維持と改修を図りました。これについては監査委員、会計管理者の説明のとおりでございます。次に16節の原材料費であります。救助訓練用の施設の整備するためのコンパネの材料や駐車場のアスファルト補修の整備としてクラックシールなどを購入いたしました。次に18節の備品購入費であります。附属資料35ページをごらんください。庁舎器具費としまして昨年度に引き続き消防本部と大郷出張所の事務用の椅子、打ち合わせテーブルなどを計画的に更新しているほか、電子レンジや冷蔵庫などの電化製品の経年劣化による故障などで更新したものが主なものでございます。器具費につきましては警防備品としまして救助訓練用の人形、組み立て式水槽などを購入しております。救急備品としましては自動心マッサージ機、CO<sub>2</sub>センサーキット、自動体外式除細動器、患者観察装置などを購入しております。救助備品としましては簡易画像探査装置、救助救命索発射銃、救助安全マット、水難救助用ドライスーツ、空気呼吸器及びボンベなどの計画的更新を行っております。

次に19節の負担金、補助及び交付金であります。これにつきましては全国消防長会等の各種団体の会費、消防大学校、宮城県消防学校及び救急救命研修所の入所並びに研修負担金と各種講習受講の負担金並びに黒川地区少年婦人防火委員会への補助金などであります。

以上が1目の常備消防費であります。

続きまして、2目の消防施設費であります。引き続き決算書の32ページ、33ページ中段からごらん願います。

消防施設費は予算額2億6,639万8,000円に対しまして支出済み額が2億6,518万451円となっております。消防施設費ですが、これは消防車両や通信指令施設に要する経費であります。

それでは、節ごとに御説明申し上げます。11節の需用費であります。決算附属資料36ページをごらんください。車両の燃料費につきましては消防車両28台分のうちガソリン車13台、ディーゼル車15台、これらの燃料代となっており、燃料の使用数量につきましてはほぼ横ばいとなっております。費用につきましては価格改定により前年比較12%の増となっております。次に、通信機器設備の修繕料としまして本部指令室、富谷消防署、大郷出張所の指令装置無停電電源装置、いわゆるバッテリーであります。この費用と車両入れかえに伴う通信機器の移設事業などがございます。



車両整備修繕料につきましては車検整備16台分、ほか定期点検整備並びに消防ポンプ自動車、救急自動車等の故障修理などに要した経費であります。次に12節の役務費であります。各種手数料につきましては車検対象車16台の申請検査手数料、大型・中型車のタイヤ交換手数料であります。また、車両29台分の各種保険料などがございます。

次に13節の委託料であります。附属資料の36ページ中段をごらんください。これにつきましては消防救急デジタル無線と消防指令システムの保守点検業務委託、無線免許更新業務委託、無線局の定期検査業務委託などがございます。次に14節の使用料及び賃借料であります。同じく附属資料36ページになります。消防指令システムと消防救急デジタルネットワークの装備賃借料でございます。次に18節の備品購入費であります。附属資料36ページ中下段のほうになります。23年経過しました小型動力ポンプ付水槽車の更新事業としまして5,745万6,000円と、署活系無線機の購入などの費用でございます。次に27節の公課費であります。平成30年度に自動車車検の対象となりました16台分の自動車重量税であります。

以上が2目消防施設費でございます。

以上、消防部門の決算概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 6款教育費を御説明申し上げます。決算書につきましてはこのまま32ページ、33ページの一番下の行になります。決算附属資料は37ページからになりますのでよろしくお願ひします。

6款教育費につきましては教育委員会費、社会教育費、適応指導教室費、結核対策委員会費に要する経費でありまして、教育費全体で予算現額1,427万7,000円に対し支出済み額1,413万6,602円で、14万398円の不用額となっております。

次のページ、お開き願ひします。

次に教育費の各経費について御説明いたします。6款1項1目教育委員会費につきましては917万円の予算額に対しまして支出済み額が914万3,215円となっております。定例会に要しました経費といたしまして1節の報酬を初め2節から3節、4節までが職員1人分の人件費が主なものでございます。19節に負担金、補助及び交付金といたしまして黒川郡教育委員会連絡協議会の負担金として4,000円を支出しているものでございます。

2項1目社会教育総務費、こちらにつきましては視聴覚教材センターに係る経費で19万7,000円の予算額に対しまして16万3,296円の支出となっております。18節の備品購入費につきましてはD

VD教材及びスクリーンの購入に要した経費となります。附属資料の37ページごらんになっていただきたいと思います。社会教育費の視聴覚教材センターの利用状況を計上しておりますので、御参照願います。視聴覚教材の利用ですが、学校教育で3台、社会教育費では94台でございました。地域で活動されておりますいわゆるいきいきサロン、それから子供の会の皆様に御利用になっていただいております。

再び決算書34、35ページをお願いいたします。

3項1目適応指導教室費でございますが、491万円の予算に対しまして支出済み額が483万91円で、けやき教室の運営に要しました経費で、2名の指導員の賃金が主なものでございます。8節の報償費につきましてはボランティア講師についての謝礼となります。9節の旅費につきましては普通旅費について指導員の車の借り上げの旅費となります。11節の需用費につきましては消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水ですが、食糧費につきましては保護者などの面談のときのお茶代として支出しているものでございます。消耗品につきましては教材や教科書などを購入しているものでございます。12節の役務費、こちらにつきましては通信運搬費、それから職員の健康診断、ボランティアさんの保険料になっております。14節の使用料及び賃借料につきましてはコピー機の賃借料、テレビ受信料を支出しているものでございます。

附属資料のほうにまた戻っていただきまして、附属資料の37ページお願いいたします。

適応指導教室けやき教室の開所日数につきましては夏休み5日間を含めまして201日間、通所児童生徒数が10名おりました。また、相談件数は358件ありました。通所児童生徒の10名の学年等の内訳が成果の欄に載っておりますので、御参照願いたいと思います。進路状況につきましては中学3年生6名おりましたけれども、全て高校に入学しているものでございます。

また決算書に戻っていただきまして、36ページ、37ページ、4項1目結核対策委員会費につきましてでございますが、こちらにつきましては平成30年10月1日付で廃止になったものでございます。こちらにつきましては予算決算ゼロということになっているものでございます。なお、平成26年度より結核対策委員会につきましては検討の必要性が生じた場合には開催ということになっておりましたが、今年度も検討の必要性がなく開催せず、26年度以降につきましては1度も開催しませんでした。

以上が6款教育費でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事田中孝幸君。

○財政課副参事（田中孝幸君） それでは7款公債費について御説明申し上げます。決算書につま

しては引き続き36、37ページ、決算附属資料につきましては39ページをお開きください。

7款公債費の予算額は1億3,468万5,000円に対しまして支出済み額は1億3,347万4,996円となり、不用額は3,004円でございます。

まず1項公債費1目の元金につきましては1億3,001万2,634円、2目利子につきましては346万2,362円で、こちらは衛生債8件と消防債8件の元金利子の償還に要した経費でございます。附属資料39ページをごらん願います。こちらは公債費の内訳となります。まず衛生債ですが、平成30年度におきましては新たな起債による借入れは行っておりません。したがって、衛生債の元金未償還額につきましては合計で8億1,758万3,000円となっております。次に消防債ですが、平成30年度におきましては先ほど消防のほうからも御説明ありましたとおり、小型動力ポンプ付水槽車更新に係る分としまして新たに5,170万円の借入れを行っております。したがって、消防債の元金未償還額につきましては2億7,404万円となり、衛生債と消防債の元金未償還額の合計は10億9,162万3,000円となるものでございます。次の40ページにつきましては元金利子の償還予定をあらわしたグラフとなっております。ごらんください。

それでは決算書36、37ページにお戻りいただきまして、8款予備費でございますが、予備費については支出がございませんでしたので、10万円全額が不用額となるものでございます。

以上が平成30年度の一般会計歳出となりまして、歳出合計につきましては予算額21億3,828万2,000円に対しまして支出済み額21億1,178万5,401円、不用額が1,229万1,599円の歳出決算となるものでございます。説明としては以上でございます。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番佐々木春樹君。

○13番（佐々木春樹君） 施設管理についてお伺いします。

監査委員さんの決算意見書の中にもありますけれども、老朽化がひどいというふうな文面、また消防署については雨漏りなどというふうな記載がございます。説明資料の中にも計画的に施設を補修するというふうな文言ございますけれども、この決算の中で30年度衛生部門、また消防部門においての施設に対する費用をどういったところに使われているのか、もう少し詳細に御説明願います。

○議長（平渡高志君） 総務課長跡部信一君。

○消防本部総務課長（跡部信一君） 消防庁舎の雨漏りについて御説明させていただきたいと思っております。本年度、5月15日に事務室のちょうど天井のほうに雨水がしみてまいりまして、そこをあけて上のほうを確認したら排水溝の周りの付近から水が流れているような状態でございます。それか

らその雨水がやがてとまって、今度5月21日にまた別の場所から亀裂の間から、コンクリートの亀裂の間から水が漏れてくる状態で、屋上のほうに上がりまして疑わしい部分を市販のコーキング材、職員のほうで全部穴埋めをしまして、あとここであろうというところにブルーシートをかけて現在に至っておりますけれども、このごろの雨ではそれから雨漏りはしていないのでございます。ちょうどその最中、監査委員さんの監査がございまして、現場の確認をさせてもらう。今ちょうど予算来年度に向けて、今は雨漏りしていないので来年度予算に向けて業者と工法等々を詰めて金額を割り出して予算計上をするという段取りで今います。以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは監査委員さんの指摘にありましたし尿処理施設、衛生センターのほうの施設管理でございます。

施設管理につきましては工事請負費について全て前年度の計画的に施設を管理するために来年度、複数年度の補修計画を立てまして次年度このような計画をしながら維持管理しているというところでございます。ただし、当然老朽化というところもありますので、修繕等々が細かな修繕料がありまして、決算附属資料21ページのほうに修繕料がございまして、1次バーナーのリレー等々の細かな修繕を行いながら修繕して維持管理しているというところでございます。建物自体につきましては昭和55年に建設しておりますので、おっしゃるとおり老朽化は進んでいるというのは否定できないところではございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 13番佐々木春樹君。

○13番（佐々木春樹君） 施設管理、特に備品関係、消耗品関係、かなり使うものですから、そちらまで手が伸びないのかなというふうなふうにも思うんですけれども、建物そのものがどこから雨漏りしたかというふうな状態になっている経年劣化している建物に対して、そういった事態が起こる前に計画的にやっているんだとはいうものの、それなりに状況を把握していただいて理事会なりにお伝えしておくというふうなところは必要なかなと、その後、議会にも御説明いただきたいなというふうに思うところです。

その中で、火葬場です。議場でも何名かの議員からも御指摘あったかと思うんですけれども、施設そのものの利便性を改善するというふうなところで、そういった計画はどのようになっているのか。その辺、お伺いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 浄斎場、火葬場についての施設そのものの本格的なといいますか全面改

修並びにそのような計画ということでございますが、こちらにつきましてはまだ今の建物をこのまま適切に使用するというところで、増築あるいは改築等々の計画はございません。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番佐々木春樹君。

○13番（佐々木春樹君） 建物を新しくしろという意味ではなく、話が出ている中ではバリアフリー化とか畳の部屋が使いにくいというふうな話が出ていると思います。そういった費用をそんなにかけなくても改修改善できるようなところはあるのではないかなと思いますので、今後その辺も検討していただきたいと思います。以上。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） バリアフリー化、畳の部屋等々の改修等々、前々から出ているところがございます。畳の部屋の改修につきましては何度か検討しているところではありましたが、なかなか難しいというところの話も聞いております。なお、さらなるバリアフリー等々について今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 決算審査意見書の6ページの中で救急について触れられております。今後も継続した取り組みが救命率の向上につながるという期待を込めた内容になっておりますが、先日と申しますか数カ月前になりますか、私も救急車にお世話になる機会がありまして、本当に電話1本ですぐに飛んで来ていただいて一命はもちろん助かったわけですが、ただ、その間に車の中で同乗と申しますか乗っていて揺れのひどさに、こういう形で患者を病院まで輸送していく中でかなり刺激があるのではないかと申すことで、車の問題なのか運転手の問題なのかあるいは道路の問題なのかいろいろあると思いますが、もう少し患者が患者なだけに、救急車で行くわけですから、その辺のもう少しおとなしいと申しますか、急いで行くのはわかるんですが、一方で命が車の中で落ちるのではないかと申すような心配もされたわけなんです、確かに車古いのもあるんでしょうが、その辺について改善を求めたいと思うんですが、どのようにその辺の認識されておるのか担当のほうからお聞きしたいんですが。

○議長（平渡高志君） 警防課長高橋 正君。

○警防課長（高橋 正君） 警防課長高橋です。

ただいまの質問についてお答えします。救急車の患者さんが乗るベッドにつきましては、防振ベッドというものがありまして、ストレッチャーの下に揺れを抑える装置がついております。これは建物の構造に例えると免振構造のような部材になっておりまして、例えば道路が陥没しているとき、

そこにタイヤがはまったときガタンという衝撃を吸収するためにその衝撃を吸収しながら揺れで抑えるという、患者さんに直接インパクト的な衝撃を与えない構造になっておりますので、ある程度の揺れは患者さんにはその辺御了承していただくような現在の救急車の構造になっております。以上となります。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 患者から言われたので、私確かに助手席に私乗っていて随分揺れるものだな、道路悪いんだなということで我慢しろなんて言いながらも、しかし患者自身がうんとひどかったよという話あったものですから、確かに救急車という作りからしてそういうことが備われていると思うんですが、それにしても余りひどいということをお印象あったものですから、きょう決算時期に一言そのことをよりいいものにと言えば何かいろいろ予算的なことも出てくるんでしょうが、この次の更新も含めてその辺についてはさらなる考えといたしますか、その辺を改善につないでほしいなと思います。そういう状況になっているということもわからなかったんですが、でも、患者自身は大変だったというような意見はあったので、その辺、もう一言そのことについて。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防次長（石川 勉君） 大変揺れがひどかったということで大変申しわけございません。なお、運転技術に関しましては指導徹底を図りまして、住民が安心して搬送されるように指導を徹底してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。14番遠藤昌一君。

○14番（遠藤昌一君） 初めての行政事務組合の議員ですのでまだまだシナリオがわからなくて。

監査報告にありました消防無線施設整備工事に係る違約金に伴う国庫補助金及び市町村負担金返還となっておりますが、この経緯についてその内容の説明を求めると、消防費の中の29ページ、特殊勤務手当約260万円ほどありますけれども、この詳細の説明をお願いします。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防次長（石川 勉君） 御質問のありました違約金1億4,500万円に関する件につきましてですが、当時消防指令施設の工事に伴う契約で大手5者による談合があったということが発覚しまして、契約金の2割につきまして契約書の規定により返還されたわけですが、これに伴い、御負担をいただきました構成市町村並びに震災復興補助を申請してございますので県を通じまして国へ返金したものでございまして、当消防本部といたしましてもそのような談合に巻き込まれないように今後も粛々と契約事務を進めてまいります。

2件目の質問に関しまして、もう一度御質問の内容をちょっと聞き取れなかったのですが御質問をお願いしたいところでございます。

○議長（平渡高志君） 14番遠藤昌一君。

○14番（遠藤昌一君） 29ページの消防の職員手当の中に特殊勤務手当約267万円ほどありますけれども、この詳細お聞かせください。

○議長（平渡高志君） 総務課長跡部信一君。

○消防本部総務課長（跡部信一君） 特殊勤務手当の内訳と申しますのは、火災出場した場合の職員の手当、救急出場した場合の救急現場へ出たものの職員の手当、あとは特定行為といひまして救急救命士が現場で点滴をしたり喉のほうに空気の通り道をつくるチューブを入れたりそういう特定行為をした場合の手当等々に対して、それに支払っております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 14番遠藤昌一君。

○14番（遠藤昌一君） この返還金について、談合情報の答弁ございましたけれども、談合情報の把握はしていなかったんですか。もう1件、この特殊勤務手当、火災あるいは云々出動の手当と入っておりますけれども、我々認識しているのは消防隊員は特別職として捉えております。火災のたびにこの手当、必ずしも支給することによって隊員の士気高揚を図っているのかいないのか。俺はこれは多分自分としてはこの手当については必要性はないのではないかと考えているんですけれども、その辺の見解を伺います。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防次長（石川 勉君） ただいま御質問2件ございましたが、2件目の手当について説明させていただきます。

県内の特殊勤務手当に関します情報といたしまして、黒川地域での手当としましては火災出場200円、救急救命士高度救命処置に関しまして500円、救急出場に関しまして200円の手当がございます。なお、県内消防本部に関しましては火災出場のほか夜間特殊勤務手当、機関員手当、こちらのほうも黒川消防では現在は廃止してございます。さらに特別救助隊員の手当、通信勤務手当等々手当に関しましては3件の手当でございまして、県内8件の手当のうち3件の手当に縮小している状況でございまして、特殊な勤務ということで行政職員としての現在の位置づけでございまして、その手当を支給させていただいているところでございます。

先ほどの1件目の質問に関しましては、よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） それでは返還金の件でございますけれども、消防のこの事業そのものは平成23年、24年の事業でございますけれども、その経過なんです、公正取引委員会のほうで捜査を始めたのが平成26年12月10日から始まってこのような結論になったということでございます。

○議長（平渡高志君） 14番遠藤昌一君。

○14番（遠藤昌一君） この違約金については御理解しました。

この手当についてはちょっとまだ私も納得しがたいんですけども、議長、今年度支払ったいろいろな詳細な明細表、執行部に何ら支障もなければその提出をお願いしたいんですけども、どうですか。取り計らいできますか。

○議長（平渡高志君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 黒川消防の場合は特殊勤務手当、繰り返すようになりますけれども、出場手当、水火災1回について200円、出場手当は救急としましてこれも1回について200円、高度救急処置手当として1回について500円ということで3区分になりますが、この3区分でよろしいのでしょうか。では、総額としては出ておりますので、この総額として出すことは可能でございます。

今現在はここに持ってきておりませんので、後日出させていただきますと思います。

○議長（平渡高志君） じゃあ、手元に資料がないというので後日提出するというので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） 決算書の33ページをお開きいただきたいと思います。5款1項2目13節委託料の中の消防業務を行う上での肝になる部分ではないのかなと、一つのというふうな思いがありますが、消防救急デジタル無線保守点検並びに消防指令システム点検業務の委託料に関してお伺いをしたいと思います。こちらの委託先ということでは、当時入れられた機器のメーカーとの結果的な随意的な契約になられているのかという点をまずお伺いをしたいのと、あと、単なるハード的な点検のみならずソフトウェアプログラムのバグ修正とかさまざま含んだ中での契約であろうというふうな思いがありますけれども、そういったソフトウェアの更新等もちろん含んだ作業であったのかという点をまずお聞きをしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 指令課長堀籠和幸君。

○指令課長（堀籠和幸君） それでは、保守点検について御説明申し上げます。保守点検、24時間の保守を依頼しております、それは構築がNECでございますのでNECのほうに保守点検を依頼しております。当然ソフトウェアも含んでですが、随時国からこういうふうなシステムで報告とい



うのが来ておりますので、その報告要領に基づいての保守も兼ねております。以上となります。

○議長（平渡高志君） 11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） 24時間のもちろん監視体制ということで、この点は重要であるというところはもちろん理解をしておるところであります。多少のシステム使っていく上でいろいろなバグが出てきたりという意味での更新も含まれているというお話でありましたけれども、それ以上に機械でありますのでもとのOSのバージョン変更とかいろいろこれから想定をされる部分が気になる部分で、佐々木議員がお話をされた本部庁舎の建てかえを考えたときに次に大きく、また空白の時間をつくれないというところで考えた場合にシステムも新たに入れ直さなければならぬタイミングというのが予想されるのではないのかなと思う中、現状一度一般質問でも話をさせていただいておりましたけれども、その後、時間もあいてきた中でOSの変更の動向であるとか現状の今のシステムが一体どれぐらいそれぞれ無線デジタル無線及び指令システムおのおのどのぐらいの期間は今のところまだシステムとして使えるものなのかどうかという点をお伺いしたいなと思いますのと、機器を入れられる際にある意味機器を入れてしまえば保守点検というのは使われている間ずっとかかるものであって、入札をされるなりの際に保守点検も含めた中でトータルでどこのシステムが一番もちろん効果的で、価格的にも一番ベストなのかという見方も一つあるのかなというふうな気もいたしておりますけれども、ほかのシステム入れられている市町村なり行政組合、消防署管轄のところと比較をするとそもそも妥当な金額であったのかどうかという部分をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（平渡高志君） 指令課長堀籠和幸君。

○指令課長（堀籠和幸君） 御質問のあった指令システムのどのぐらいの期間使えるかということなんですけれども、メーカーでは大体5年の保証しますよと。最長でその中で最長でプラス2年、合計で7年の、その5年の期間、いろいろな有償部品の交換だったりしまして7年の最長の更新が可能ですよ。その期間は保守も対象として見ますよということになっております。ことしで7年目となりますので、来年度そういったことを加味しまして部分更新というメーカーからの話もございまして、現在その検討を進めているところです。その話にあったとおり、保守がちょっと高額でございましてその部分更新のときに当たり検討していきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） 機械でありますから、部品の供給責任というところがどうしても出てきますので、どこかのタイミングで保守が切れるのが通常の電子機器であろうなというふうな思いもする

中、ちょうど5年目を迎え部分保守でプラス2年ということでもありますので、そういった意味では本部庁舎がかなり手狭だというお話もある中、更新、建てかえもある意味網羅した中でどこの場所にどういうシステムをといるのもトータル的に御検討をぜひ、これは多分理事会でもお話をいただいているというふうに思いますけれども、そういうタイミングではないのかなというふうに思いますが、部分保守をしてもプラスで保証は2年というところで間違いがないのか。あと2年でという保守期間があと2年長くなるということ間違いではないのか、最後にそれだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 指令課長堀籠和幸君。

○指令課長（堀籠和幸君） 25年4月に消防の指令システムが構築されまして、それから保守をずっと行っていただいているわけですが、ことしで7年目となるわけです。なるわけなので、来年度その部分更新を予定しているということでございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）それでは質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7認定第1号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

---

日程第8 認定第2号 平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第8、認定第2号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課副参事から朗読を省略し内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） それでは、議案書4ページをお願いいたします。

認定第2号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書39ページ、40ページをお願いいたします。

一番下の歳入合計でございますが、予算現額1,813万2,000円に対し調定額、収入額とも同額の1,813万5,217円でございます。

続いて、41、42ページをお願いいたします。

歳出合計でございますが、予算現額1,813万2,000円に対し支出済み額が1,779万8,654円でございます。歳入歳出差し引き残高33万6,563円につきましては翌年度へ繰り越すものでございます。

決算書の51ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。区分4にございます翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので実質収支は33万6,000円でございます。

続いて、決算附属資料の41ページをお願いいたします。

主な施策について御説明を申し上げます。

介護認定審査会については審査対象者について各市町村で行う1次判定の基礎調査表をもとに審査検討を行い、公正に2次判定を行っております。

(1) 審査状況でございますが、各分野の専門家40人の委員で8合議体を構成し審査を実施しております。

(2) 歳入歳出決算状況は、先ほど決算書で申し上げたとおりです。

(3) 歳入でございますが、市町村負担金については均等割25%、実績割75%の割合で算定しております。そのほかは繰越金、諸収入でございます。

(4) 歳出決算状況でございますが、ほとんどが審査員の報酬、費用弁償でございます。そのほかは審査資料の印刷製本費が主なものでございます。

以上、総括的な説明とさせていただきます。

○議長（平渡高志君） 業務課副参事碓井 豪君。

○業務課副参事（碓井 豪君） 続きまして、決算の詳細について御説明を申し上げます。

決算書の47、48ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出別決算事項明細書であります。

歳入であります。1款1項1目市町村負担金につきましては、予算現額1,766万3,000円に対しまして収入済み額1,766万3,000円の決算であります。各市町村の負担金につきましては、先ほど会計管理者が説明で申し上げたとおり備考に記載の金額を負担いただいた内容となっております。

次に、2款1項1目繰越金につきましては、予算現額46万1,000円に対しまして収入済み額46万

1,072円の決算であります。前年度からの繰越金になってございます。

次に、3款1項1目民生費受託事業収入につきましては、予算現額7,000円に対しまして収入済み額1万1,100円の決算であります。こちらは生活保護受給者に係る宮城県保健福祉事務所からの介護認定審査会の受託金になってございます。1件当たり3,700円の受託金であります。3件分の決算となっております。

次に、3款2項1目組合預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして収入済み額45円の決算であります。

下段の欄をごらんいただきたいと思えます。収入合計としまして予算現額1,813万2,000円に対しまして収入済み額1,813万5,217円の決算であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出でございます。

次のページ、49、50ページをお開き願います。

1款1項1目介護認定審査会費につきましては、予算現額1,813万2,000円に対しまして支出済み額1,779万8,654円で、不用額は33万3,346円の決算となりました。1節報酬につきましては、年間123回の審査会、全体会、研修会に出席された委員への報酬となります。2節、3節、4節につきましては業務課職員1名の人件費となっております。9節旅費につきましては、委員に対する費用弁償となっております。11節需用費につきましては、資料調製に係る経費でコピー料、コピー用紙代となっております。12節役務費につきましては、主に介護認定審査会資料を送付時にかかる郵便料となっております。13節委託料につきましては、介護認定審査会終了後の資料を機密文書としてリサイクルに業務委託したものの経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、全体会、研修会の会場であります大和町まほろばホールの借り上げ料でございます。

以上が歳出の内訳となっております。

次に、審査の概要について説明を申し上げます。

決算附属資料の42ページをお開き願いたいと思えます。

下段にあります1の審査会の開催状況につきましては先ほど会計管理者が41ページの決算概要で説明を申し上げておりであります。2の年度別対比をごらん願いたいと思えます。介護認定審査会につきましては、前年度より83件減少しております。3の黒川地域の高齢化率につきましては、富谷市が19.7%、大和町が21.9%、大郷町が35.9%、大衡村が28.2%となっております。4の市町村別審査件数につきましては、全体審査件数が3,720件のうち、下にありますとおり、富谷市が

40.2%、大和町が33.4%、大郷町が16.9%、大衡村が9.4%、福祉事務所が0.1%となっております。

43ページをお願いします。

5が2次判定の結果の表となっております。表の左列が市町村で実施した認定調査による1次判定結果となっております。横列が審査会で実施しました2次判定の結果となります。表の太枠で斜めになっているところにつきましては、1次判定と2次判定の結果において変更なしの部分となっております。6は1次判定と2次判定の比較をまとめたものであります。2段階以上の重度変更が62件、1段階の重度変更が462件、変更なしが3,196件で、軽度変更はございませんでした。

44ページには決算の状況について昨年度との比較を表にまとめたものであります。

次の45ページは主要施策の概要につきまして成果をまとめたものでございますので、ごらん願いたいと思います。

以上が介護認定審査会特別会計決算の内容であります。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、認定第2号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

暫時休憩をいたします。休憩時間は10分、2時10分に再開をいたします。よろしくをお願いします。

午後 2時00分 休憩

---

午後 2時10分 再開

---

日程第9 認定第3号 平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

障害支援認定区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課副参事から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書5ページをお願いいたします。

認定第3号平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の52、53ページをお願いします。

歳入合計でございますが、予算現額114万1,000円に対し調定額、収入額ともに同額の114万947円でございます。

続いて、54、55ページをお願いいたします。

歳出合計でございますが、予算現額114万1,000円に対し支出済み額が111万1,602円でございます。歳入歳出差し引き残高2万9,345円につきましては翌年度へ繰り越すものでございます。

決算書の64ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。区分4に記載のとおり、翌年度への繰り越す財源がございませんので、実質収支も2万9,000円となるものでございます。

次に、決算附属資料46ページをお願いします。

決算の概要でございます。まず、審査につきましては各市町村での1次判定基本調査の結果をもとに公正に2次判定を実施しております。（1）審査状況でございますが、10名の委員で5人体制で2合議体を構成して審査を実施しております。（2）歳入歳出決算状況は決算書で述べたとおりでございます。（3）歳入の状況でございますが、市町村負担金については介護認定審査会と同様均等割、実績割で算定をしております。そのほか、繰越金でございます。（4）歳出決算状況でございますが、主なものは委員の報酬並びに費用弁償、そして審査会資料の印刷製本費となるものでございます。

以上、総括説明とさせていただきます。

○議長（平渡高志君） 業務課副参事碓井 豪君。

○業務課副参事（碓井 豪君） 続きまして、決算の詳細につきまして御説明申し上げます。

決算書60、61ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書であります。

まず、歳入であります。

1款1項1目市町村負担金につきましては、予算現額107万9,000円に対しまして収入済み額107

万9,000円の決算であります。各市町村の負担金額につきましては、先ほど会計管理者が概要説明で申し上げとおり備考に記載の金額を負担していただいた内容となっております。

次に、2款1項1目繰越金につきましては、予算現額6万1,000円に対しまして収入済み額6万1,943円の決算であります。前年度からの繰越金となっております。

次に、3款1項1目組合預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして収入済み額4円の決算であります。

下段の欄をごらんいただきたいと思います。収入合計といたしまして、予算現額114万1,000円に対しまして収入済み額114万947円の決算であります。

次のページ、62、63ページをお開き願います。

1款1項1目障害支援区分認定審査会費につきましては、予算現額114万1,000円に対しまして支出済み額111万1,602円で、不用額は2万9,398円の決算となりました。1節報酬につきましては、年間12回の審査会、それから全体会に出席された委員への報酬となります。9節旅費につきましては、委員に対する費用弁償となっております。11節需用費につきましては、資料調製に係る経費でコピー用紙代、コピー料であります。12節役務費につきましては、審査会資料送付に係る郵便料であります。

以上が歳出の内容となっております。

次に、審査の概要について御説明申し上げますので、決算附属資料の47ページをお開き願いたいと思います。

上段にあります1の審査会の開催状況につきましては、先ほど会計管理者が御説明申し上げたとおりであります。2の年度別対比表をごらん願いたいと思います。審査会の開催回数は月1回、年間12回のペースで昨年度との変更はございません。3の市町村別審査件数につきましては、全体審査件数は150件、そのうち富谷市が40.7%、大和町が31.3%、大郷町が16.7%、大衡村が11.3%となっております。

次のページをお願いします。4が2次判定結果の表となります。表の左縦列が市町村で実施した認定調査による1次判定結果となります。横列が審査会で実施した2次判定結果となります。表の太枠で斜めになっているところが1次判定結果と2次判定結果において変更なしの部分となっております。なお、1次判定に基づかない個別審査が7件ありましたことから、表内総数は143件となっております。5は1次判定と2次判定の比較をまとめたものであります。1段階の重度変更が8件、変更なしが135件で、軽度変更はございませんでした。

次のページ、49ページをお願いしたいと思います。

こちらは決算の状況につきまして前年度との比較を表にまとめたものであります。50ページには主要施策の概要につきまして、成果をまとめて記載しておりますのでごらん願いたいと思います。

以上が障害支援区分認定審査会特別会計決算の内容であります。説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、認定第3号平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

---

#### 日程第10 認定第4号 平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定 について

○議長（平渡高志君） 日程第10、認定第4号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後の業務課長から朗読を省略し内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

○会計管理者（堀籠満智男君） 議案書の6ページをお願いします。

認定第4号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の65ページをお願いします。

病院事業会計決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出でございますが、収入となる病院事業収益の決算額は30億837万4,519円です。支出となります病院事業費用の決算額は32億2,993万9,978円でございます。

続いて66ページをお願いします。

（2）資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は5億4,122万2,000円で、内訳は市町村負担金と企業債でございます。資本的支出の決算額は5億4,121万9,682円で、内訳といた



しましては企業債の元利償還金と建設改良費といたしまして医療機器の購入をしたものでございます。また、リース資産購入として74万7,360円でございます。

続いて、決算概要について御説明申し上げますので決算附属資料の51ページをお願いいたします。

30年度の状況でございますが、3行目からになります。医師体制につきましては全国的に医師確保が厳しい中、平成30年度において宮城県より派遣されている自治医科大卒業の整形外科医については前年度までは2名の派遣でありましたが、1名について派遣期間の終了に伴い1名となり、3月末現在内科医8名、小児科1名、外科2名、整形外科3名、婦人科1名、耳鼻咽喉科については退職しております。泌尿器科1名、麻酔科1名で常勤医師17名の体制となっております。また、非常勤医師の体制につきましては東北大学病院、さらに東北医科薬科大学病院、さらには東京北医療センターよりそれぞれ応援を受け、医師体制の整備を図っているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、引き続き概要、経営状況について御説明いたします。

患者数につきましては入院が一般病棟で延べ2万4,013人で1日65.8人、回復期リハビリテーション病棟では延べ1万5,185人で1日平均41.6人、外来患者数は延べ7万4,032人で1日平均253.5人の利用状況となっております。病床利用率につきましては、一般病棟が110床の中で59.8%、回復期リハビリテーション病棟は60床の中で69.3%となっているものでございます。以下、先ほど会計管理者及び代表監査委員のほうから御報告がございましたので重複しますので省略いたします。

53ページ、お開きください。

こちらにつきましては昨年度中に行政官庁への申請及び届け出事項について記載したものでございます。54ページにつきましては職員に関する事項で、宮城県から派遣医師1名と事務組合の担当事務吏員1名でございます。

55ページから59ページまでにつきましては、先ほど申し上げました患者数等々の内容が細かく整理しているものでございますので、御参照いただきたいと思います。全てにおきまして減少しているというものでございます。

次に、61ページをごらん願います。

先ほど決算報告を申し上げましたが、その明細について御説明申し上げます。なお、この収益費用明細書につきましては消費税抜きという表記になっておりますので、先ほどの決算報告と若干数字の違いがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、収益でございます。

病院事業会計、病院事業収益につきましては29億9,684万5,572円でございます。医業収益の内訳としては入院収益、外来収益ということで、保険診療報酬の関係でございます。その他、医業収益につきましては他会計負担金ということで、こちらは市町村負担金で救急医療の確保に要する負担金でございます。そのほか、室料差額収益、こちらは病院に入院したときの特別室料や個室料の収益でございます。公衆衛生活動収益につきましては、予防接種、人間ドックを初め各備考の欄に細かく整理しておりますので、御参照願いたいと思います。その他医業収益につきましては、文書料や材料費でございます。

次に、医業外収益でございます。1つ目は受け取り利息及び配当金でありまして、普通預金の利子でございます。次の他会計負担金につきましては、市町村からの負担金でありまして、企業債償還に係ります利子分並びに病院の管理運営費として事務職員の人件費に要する負担金でございます。それから、その他医業外収益といたしまして売店や自動販売機の使用料のほか、組合より派遣しております医師1名分の給与費について指定管理者から負担いただいた負担金となっております。一番下にありますのは消費税関係雑収益ということになっております。

62ページ、ごらんください。

長期前受金戻入益につきましては現金の伴わない収益となります。こちらにつきましては1点目が受贈財産評価額戻入益として指定管理者より寄贈がありました療養病棟及び事務所拡張に伴う財産に対する繰り延べ収益の償却となります。2点目につきましては、県補助金戻入益として医療機器整備に介する県補助金の繰り延べ収益となります。

次は費用でございます。病院事業費用につきましては32億3,617万475円であります。医業費用の内訳ですが、まず給与費であります。派遣医師1名と事務職員1名に係ります給料、手当、法定福利費、退職給与金の内訳となっております。次に経費ですが、厚生福利費は事務職員の健康診断、消耗品費につきましてはコピー料、それから修繕費につきましては協定書によりまして20万円を超える修理につきましては組合負担となっております。医療機器並びに設備の修繕については同じ決算附属資料の65ページ、お聞きください。こちらのほうに主要施策の概要ということで詳細を掲示しておりますので、御参照願います。

62ページに戻っていただきます。保険料については病院建物の保険料であります。通信運搬費は郵便料でございます。委託料につきましては収益で説明申し上げました室料差額及び室料差額収益、公衆衛生活動収益、その他医業収益分を委託料として指定管理者に支出したものであります。また、

少額ではございますが、職員の給与電算委託料も含まれているものでございます。次に諸会費でございますが、東北医科薬科大学の地域で活躍する医師育成に係る東北地域医療支援機構賛助会や自治体病院開設者協議会の会費でございます。

次のページ、お開きください。

交付金については収益で申しあげました入院及び外来の保険診療に係る報酬分の支出並びに協定書に基づき市町村から負担いただきました運営交付金7,000万円について指定管理者のほうに支出したものでございます。補助金につきましても救急医療運営費として指定管理者のほうに1,000万円補助したものであります。雑費については仮払いの消費税であります。次の減価償却費でございます。減価償却費につきましては、建物と医療機器リース資産の減価償却であります。次の資産減耗費につきましては医療機器の除却費でございます。

次は医業外費用でございます。1点目は支払い利息及び企業債取扱諸費でありまして、企業債償還の利子分と資金不足のときに一時借り入れしたときの利息及びリース契約した医療機器の利息であります。特別損失につきましては交付金超過分の返還及び過年度分の未収消費税に過誤がありましたので訂正するものでございます。

以上が決算報告書の明細となっております。

決算書のほう、67ページごらんになっていただきたいと思えます。

67ページ、病院事業会計の損益計算書でありまして、今説明申し上げた内容と関連するもので、1の医業収益、中央の金額になります。27億9,620万7,271円に對しまして2の医業費用、こちら真ん中の欄でございますが、31億8,033万6,107円で、医業損失につきましては右端になります。右端にありますとおり、3億8,412万8,836円の損失、つまり赤字になっております。3の医業外収益につきましては2億63万7,201円、4の医業外費用については5,536万6,070円で、医業外につきましては1億4,527万1,131円の黒字であります。したがって、一番下にあります経常損失、つまり全ての金額でございますが、つまり赤字は2億3,885万7,705円となっております。

次のページ、ごらん願います。

5の特別利益、こちらは1,100円。6の特別損失は46万8,298円となっており、平成30年度の当年度純損失につきましては2億3,932万4,903円となりました。これは収益と費用の精査の差、現金を伴わない減価償却の積み上がりでございます。前年度末の未処理欠損金29億8,314万1,850円を加えて、まして当年度の未処理欠損金につきましてはその二重線のアンダーラインにありますとおり32億2,246万6,753円となっております。

次のページ、69ページごらん願います。

病院事業会計の貸借対照表であります。先ほど代表監査委員さんがお話されておりましたとおり、流動資産と流動負債の中で69ページの下段の流動資産合計が10億3,822万9,213円でございます。次に70ページの下をごらん願います。4の流動負債につきましては右端にありますように8億7,377万5,287円になっております。流動負債に対しまして流動資産が上回っておりますので、先ほど御報告のとおり資金不足は発生していない状況になっているものでございます。

72ページごらん願います。

こちらはキャッシュフロー計算書であります。こちらはお金の流れでございますが、4番、下のほうにあります。4番目にありますとおり年間を通して9,065万9,530円の資金が増加したものであります。5の資金期首、つまり30年4月1日ですが、4,093万3,913円の残高でしたので6の資金期末、年度末には1億3,159万3,443円の残高になったという資金の流れをあらわしているものでございます。

次のページごらん願います。

こちらは病院事業会計の欠損金報告計算書でございます。欠損金につきましては、先ほど損益計算書でも御説明申し上げましたが、一番上の欄前年度末残高の利益剰余金の欄にありますとおり、マイナス29億8,314万1,850円に対し当年度変動額の欄の利益剰余金が純損失額となりますので、2億3,932万4,903円を加えまして当年度末の処理欠損金につきましては32億2,246万6,753円となったものでございます。一番下段の欠損金処理計算書ですが、同額を翌年度の繰越欠損金とするものでございます。

次のページにつきましては地方公営企業施行規則第35条で定められております重要な会計方針に係る事項その他の会計処理について、考え方について明記しているものでございますので、御参照願います。

次に決算附属資料のほうに戻っていただきたいと思っております。60ページをお開き願います。

市町村負担金調書でございます。平成30年度におきまして負担金及び出資金を合わせまして右下の記載がありますように、関係市町村より総額4億7,481万7,000円の御負担をいただいております。区分別並びに市町村別に整理しておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

ページ飛びまして、同じ附属資料64ページをお開き願いたいと思っております。

固定資産明細書でございます。固定資産につきまして詳細整理したのになります。土地及び建物については変更はございません。機器、備品につきましては起債による医療機器の更新並びに廃

棄等に係る増減となっております。リース資産につきましては新たに購入したものではありません。次の65ページ、先ほどごらんになっていただきましたが、主要施策の概要ということで整理したものでございます。先ほど御説明したとおり、修繕につきましては設備の修繕の内容を記載しております。また、下段の資本的支出の欄につきましては建設改良費として整備した機器備品の内容を整理しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次の67ページにつきましては、公債費の関係を整理したものであります。

次の68ページにつきましては、この企業債の償還の状況を令和9年までグラフ化したものでございます。

最後に69ページごらん願います。この表につきましては経費の流れということで、資本的収支全ての経費の流れを1枚にまとめているものでございます。上中下の3つに分かれておりまして、上段の部分については指定管理者制度の代行制ということで、左側の病院で請求した診療報酬関係が一旦組合の病院会計に入ります。それを交付金及び委託料として右側の指定管理者に交付する流れであります。金額の動きにつきましては、本来収入の同額が病院のほうに流れるということに原則はなりますけれども、こちらは協定に基づきまして概算請求を受けまして、交付金及び委託料として概算払いを行います。さらに、2カ月後に確定する流れになるため、収入と経費の動きが一致しないというのが実情でございます。左側の組合収入合計27億9,689万9,000円に対し中央の交付金委託料の合計で28億5,986万3,000円を右側の指定管理者に支出したものでございます。

中段をごらん願います。関係市町村からの負担金の流れでございます。関係市町村から負担金につきましてはさきに御説明したとおりでございます。中段中央をごらん願いたいと思っております。こちらは市町村負担金を財源としたものの支出内容を示しております。まず、協定書に基づく運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円、それぞれ右側の指定管理者に支出しているものでございます。次に30年度の医療機器の整備につきまして企業債を活用して整備、また、起債償還に係る元金及び利子の償還及び医療機器のリース購入費として支出しているものでございます。また、病院事業推進費に要する経費充当として3,811万6,000円を右端の黒行としての事業経費3,811万6,000円に支出しております。この黒行としての事業経費の内容につきましては、病院事業担当職員1名及び県からの派遣の整形外科医師1名に係る人件費、病院建物保険料の経費、協定書に基づく20万円を超える修繕及び50万円を超える機器備品の購入及び賃借に要する経費でございます。同段の左側ごらんください。財産収益について1,697万8,000円につきましては、売店使用料、それから派遣医師の給与分の負担金、それから右側の黒行としての事業経費に充当しているものでございます。

財産収益欄の下のほうをごらんになっていただきたいと思います。消費税還付金として76万4,000円及び特別利益が1,000円、特別損失が5万9,000円がございました。

ここまでがいわゆる現金ベースということで、収入計が35億2,845万9,000円で、右側にあります記載の支出計は35億9,106万4,000円となりまして、差し引き計でございますが、6,260万5,000円の赤字となっております。

次に下から2番目の表でございますが、こちらは現金の伴わない収入につきまして長期前受金の戻入益として2,113万8,000円でありました。次に同段の右側でございますが、建物や医療機器に係る減価償却について1億8,009万6,000円がございました。これを合計したのが一番下になります。平成30年度病院事業会計の決算の収入支出の状況でございますが、一番下の収支差の欄をごらんになっていただきたいと思います。2億2,156万3,000円の損失となっているものでございます。

最後に同表の最上段右側に平成30年度における指定管理者の収支の状況に整理した内容を示しております。こちらにつきましては別冊にありますが、病院事業会計決算説明資料として送付しております指定管理者の管理受託者資料をごらんください。この資料につきましては7月5日に開催されました指定管理者より提出された資料でございます。こちらについてはおのおのごらんになっていただきたいと思います。

以上で平成30年度病院事業会計の決算説明を終わります。

- 議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。
- 8番（千葉勇治君） 附属資料の61ページの病院事業収益の医業収益の項の中で室料の差額収益について確認しておきたいんですが、1,456万円ほど入っているわけですが、これは個室利用ということで理解していいのかなと私思ったんですが、個室利用する場合には病院側の都合によって個室を使わせる場合にはこれは個室料金は取らないというような取り決めがあるようですが、黒川病院についてはその辺についてどのような対応がされているのか。確認も含めてお聞きしておきたいんですが。
- 議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。
- 業務課長（佐藤初雄君） 個室利用の条件としてそのようなことは私も伺っております。ただ、個別の件について、申しわけございません、ちょっと確認しておりませんので病院の都合で個室に入っている患者さんからは取っていませんという確証はもらってはいません。済みません。
- 議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 病院の都合で確認されていないということですが、指定管理者という病院を任せているその辺の状況もあろうと思うんですが、ただ、黒川病院ということであくまで私たちの金も流れているわけですから、そういう点で利用者が病院側の判断がもし間違っような考え方で個室料金が病院側の診療の状況によって個室が必要だというような判断にもかかわらずそれが気ままな要求によって個室を使っているという判断の中で取られているのでは甚だ問題なので、その辺は強く指導しながらないようにお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（平渡高志君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） ただいま千葉議員さんから御質問ありました室料差額の件、定期的に病院に行って事務部長ともお話を聞いておりますので、確認させていただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） 附属資料の61ページをお開きいただきたいと思います。下のほうのその他医業外収益、ここのところの売店使用料68万2,000円、土地使用料1,000円、食堂使用料13万7,000円、自動販売機10万6,000円というふうにあります。そもそもこれほどのような算出をされたのかという点と、あと、消費税の関係なのかもしれません。69ページの売店賃借料等の内訳で金額に差異があるようなんでありますが、まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 売店使用料及び食堂使用料等々の金額の算定でございますが、こちらにつきましては建屋、病院建てたときの総経費を面積割します。その面積割したところから占有する面積を計算するという、基本はそのような形になります。さらに、当然こちらの場所の使用するに当たりまして病院が必要があるとか患者さんの利便性を考える上でということで、割引といいますか減額措置等々を適切にしながらその金額を定めているところでございます。

69ページの1,000円ちょっと、四捨五入の関係で若干違っていたのかな。済みません、申しわけございませんでした。そのような形でございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） 全体の建設費用から面積割をされたという話の中で、私は決してこれが高いとか算出方法がおかしいとかという指摘をしたわけではなくて、病院事業をやっていく中で必要な売店であり、ある意味必要な食堂であろうというふうに思う中、仮に今やられている方が出られて入ってくる環境であればまた別ではないかなと思う中、正直食堂など特に拝見をしておると正直必要な消耗品費にはもちろん負担をされていらっしゃるんでしょうし、その中、利用料として場所代

を取られたのではなかなか商売としては成り立たないのではないのかなというところ気になっておりまして、病気の早期発見という意味でも上のほうの公衆衛生活動収益として人間ドック初め検診に今いっぱい力を入れられている中、さまざまな健診機関ではそういった健康診断、人間ドックが仮に終わったら朝もちろん食事をされない状態で健診をされているので、病院で何らかの食事をしたいというのが皆さん必要な思いであろうなと思う中、なかなかその数も出入りも読めないであろうなという中、私はぜひあるべき施設であろうな。費用対効果だけでは言えない施設であろうと思う話をちょっと思う中、なかなかあの規模だと大変ではなかったのかな、事業者の方なりから減免の依頼等あった経緯でこういった形になっているのか。それをお伺いしたかったんです。減免の要請あったか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 御質問の件につきまして、減免等々の申請等々もございまして、こちらとしてもその減免依頼について精査させていただきましてしているということになります。過去には食堂使用料全額減免という年もございました。今後も食堂さん等々の、黒行としてどのようにするかは該当する食堂経営者等々と話し合い、あと病院、当然指定管理者の病院等の話し合い等々もありますので、減免について適切に処理させていただきたいと思えます。

○議長（平渡高志君） 補足で。助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 補足させていただきたいと思えます。今最後のほうに業務課長がありましたように、この食堂だけではないんですけれども、食堂につきましても財産の条例がございしますのでそれに基づいてお貸しするわけなんです、その更改の時期に今までも食堂であれば食堂を経営されている方と指定管理者と組合でもってその必要性について話し合いをしてやってきているものですから、その辺御理解いただきたいと思えます。今までもしてございますので。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにもございせんか。よろしいですか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより日程第10、認定第4号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。



---

日程第11 認定第5号 平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

- 議長（平渡高志君） 日程第11、認定第5号平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課長から朗読を省略し内容の説明を求めます。会計管理者堀籠満智男君。

- 会計管理者（堀籠満智男君） 議案書7ページをお開き願います。

認定第5号平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定につきまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の75ページをお願いいたします。

訪問看護ステーション事業会計決算報告書でございます。収益的収入支出でございますが、まず事業収益の決算額は5,112万7,867円でございます。次に事業費用の決算額は5,195万929円です。

続いて、決算概要について御説明申し上げますので、決算附属資料の70ページをお願いいたします。

決算概要です。指定管理者として地域医療振興会に経営管理を委ねまして14年が経過しておりますが、在宅で生活を保持できるよう個々の利用者のニーズに応じた訪問看護サービスを提供しております。また、黒川病院と連携し24時間連絡体制及び緊急時訪問看護の体制を維持し、きめ細かなサービスの提供を行っておるところでございます。

以上でございます。

- 議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

- 業務課長（佐藤初雄君） 訪問看護ステーションの事業会計につきましては、設立当初から市町村から負担金をいただかない中で運営しておりまして、平成30年度におきましても市町村からの負担金はございません。

それでは訪問看護ステーションの事業会計について御説明させていただきたいと思っております。

先ほどの決算概要の状況でございますが、訪問看護件数につきましては前年度対比3.2%減の年間5,204回となっております。月平均訪問回数は434回となっております。その下の概要につきましては、詳細で御説明いたしますので省略させていただきたいと思っております。

同じく、そのまま決算附属資料の71ページごらんになっていただきたいと思います。71ページか

ら73ページでございますが、先ほどの訪問看護回数等々を図示、表に表記しているものでございますので、御参照願いたいと思います。

それでは74ページお開きください。

収益費用明細書でございます。決算附属資料74ページお開きください。ステーション事業の場合につきましては消費税の非課税の事業でございますので、先ほどの決算資料と同額になっております。まず、上段の収益でございます。事業収益が5,112万7,867円ということで、訪問事業収益につきましてはまず訪問看護事業収益、こちらは介護保険などの保険者の負担分の収益でございます。次に訪問看護利用収益でございますが、こちらにつきましては利用者様の御負担分の収益となっております。その他利用収益のうち一番下のその他の利用収益でございますが、こちらにつきましては大和町内の認知症グループホームから週1回定期訪問をしております。こちらに対する受益収益ということになっております。次に訪問看護事業の事業外収益ということですが、こちらは受取利息及び配当金でありまして、預金利子でございます。

次は下段になりますが、収益に対する費用でございます。事業費用が5,195万929円でございます。こちらにつきましては全て経費につきましては指定管理者に交付した交付金のみでございます。

以上が決算報告になっているものでございます。

それでは決算書に戻りまして、76ページごらん願いたいと思います。

訪問看護ステーション事業会計の損益計算書でございますが、今説明申し上げた内容と関連しております。病院と同じく、真ん中の欄をごらん願いたいと思います。訪問看護事業収益は5,112万7,821円、それに対しまして訪問看護事業費用については5,195万929円という形になりまして、一番下のほうにありますとおり、82万3,108円の赤字ということになります。次の3の訪問看護事業外収益につきましては46円でございます。最終的に平成30年度の経常損失82万3,062円の赤字となっているものでございます。

下から2番目になりますが、前年度の繰越利益剰余金、こちらについては利益剰余金がありますので、繰越利益剰余金が317万5,384円でありましたので、当年度の純損失を差し引きまして当年度の未処分利益剰余金につきましては235万2,322円となったものでございます。

次の77ページごらん願います。貸借対照表でございます。こちら病院事業会計と同じように流動資産、流動負債を比較しますと先ほど御説明したとおり流動負債を流動資産が上回っておりますので、資金不足が発生していないということになります。

79ページごらん願います。キャッシュフロー計算書でございますが、お金の流れでございます。

病院と同じように4番目にありますとおり、年間を通しまして17万408円資金が増加したものでございます。期首4月1日は513万1,951円の残高でしたが、6の期末には530万2,359円の残高になったという資金の流れを御説明しているものでございます。

80ページごらん願います。剰余金計算書になります。こちらにつきましては利益剰余金前年度高、先ほどの前年度の未処分利益317万5,384円に対しまして、あと積立金がございます。78ページのほうに積立金も記載しておりますが、積立金519万7,000円が利益積立金で積み立てておりますので、利益剰余金の前年度末が837万2,384円に対しまして当年度純損失が先ほど御説明したとおり82万3,062円が出ておりますので、利益剰余金当年度残高につきましては754万9,322円ということになります。

続きまして決算附属資料に戻っていただきたいと思えます。決算附属資料の75ページお開き願います。固定資産明細書でございます。こちらにつきましては車両のみの固定資産でございますが、車両につきましても減価償却が既に終了しておりますので、残存価格のみの記載となっております。

次の76ページが主要施策の概要ということで、全ての金額を交付金として指定管理者のほうに交付したという内容でございます。

次の77ページは、病院会計と同じく訪問看護ステーション事業会計の決算の流れを図式化したものでございますが、こちらにつきましては収入の金額をそのまま支出で交付金として指定管理者のほうにそのまま交付したという形を図式化したものでございます。

以上が平成30年度の訪問看護ステーション事業会計決算でございます。説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第11、認定第5号平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

## 不足比率の報告について

○議長（平渡高志君） 日程第12、報告第1号平成30年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率について報告があります。

財政課副参事田中孝幸君。

○財政課副参事（田中孝幸君） それでは議案書8ページをお開き願います。

報告第1号平成30年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を別添監査委員の意見を付して次のとおり報告するものでございます。

認定の前に代表監査委員より各種会計決算審査及び財政健全化について審査意見をいただいたところでございますが、病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計、いずれにしても資金不足は生じていない状況でございますので、ここに御報告いたします。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 以上で報告第1号平成30年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についての報告を終わります。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回黒川地域行政事務組合定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時10分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和元年8月9日

黒川地域行政事務組合議会

議 長                    平   渡   高   志

署名議員                若   生                    寛

署名議員                金   子                    透